

## 1. 人口構造及び世帯と年金

### (1) 人口構造

わが国は、諸外国にも例をみないスピードで高齢化が進行している。そこで、年金保険の事業状況について説明するに先立ち、人口構造の現状及び今後の見通しについて触れる。

日本人の平成26年の平均寿命（厚生労働省：平成26年簡易生命表による）は、前年を上回り、男80.50年（前年比0.29年増）、女86.83年（同0.22年増）であり、世界でも高い水準となっている。また、65歳の平均余命は、男19.29年（前年比0.21年増）、女24.18年（同0.21年増）である。

人口動態統計によれば、わが国の出生数は、昭和46～49年の第二次ベビーブームには毎年200万人を超えていたが、昭和49年以降、出生数、出生率とも減少傾向を示している。平成26年の出生数は100万人と前年に比べて3万人減少し、合計特殊出生率（15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計）は1.42（前年比0.01減）となっている。

年齢別人口（総務省統計局：人口推計月報による）をみると、平成27年4月1日現在で65歳以上人口が3,349万人と年々増加しており、総人口の26.4%を占め、4人に1人が65歳以上人口となっている。

将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、平成24年1月推計、出生中位（死亡中位）推計）によると、65歳以上人口は、平成54（2042）年のおおよそ3,878万人をピークに減少を始めるが、65歳以上人口割合は低出生率の影響を受けて平成54（2042）年以降も上昇を続け、平成72（2060）年には39.9%の水準に達する。すなわち5人に2人が65歳以上である超高齢社会になると推計されている。

以上のように、日本においては低出生率、平均寿命の着実な延びを受けて、若年人口が減少し、高齢人口が急速に増加している。このような状況のなかで、老後生活の支柱である公的年金制度はますます重要なものとなっている。

### (2) 世帯と年金

平成26年国民生活基礎調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）によると、公的年金・恩給受給者のいる世帯は2,621万5千世帯と、全世帯5,043万1千世帯の52%を占めている。同様に、65歳以上の者のいる世帯2,357万2千世帯のうち、公的年金・恩給受給者のいる世帯は2,266万7千世帯となっており、65歳以上の者のいる世帯の96.2%に達している。

高齢者世帯の平均所得金額301万円の所得の種類別の構成割合は、公的年金・恩給が67.6%、稼働所得が18.3%、財産所得が7.6%となっており、公的年金・恩給が7割近くを占めている。また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち、公的年金・恩給が総所得に占める割合が100%の世帯（すなわち、所得のすべてが公的年金・恩給である世帯）は56.7%となっており、公的年金が老後の生活保障において重要な役割を果たしていることが伺える。

## 2. 年金保険（総括）

### (1) 年金制度の概況

平成26年度末の国民年金制度の被保険者総数は6,558万人、老齢基礎年金等受給権者数は3,159万人となっており、公的年金制度全体での年金扶養比率は2.08となっている。

また、被用者年金制度の状況についてみると、被用者年金制度の加入者（適用者）総数は4,039万人、老齢（退職）年金受給権者数は1,825万人となっており、年金扶養比率は2.21となっている（表1）。

表1 公的年金制度一覧（平成26年度末）

区分	被保険者数	老齢基礎年金等 受給権者数	年金扶養比率	老齢基礎年金 平均年金月額 （繰上げ・繰下げ除く）	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース 〔時価ベース〕	積立比率 簿価ベース 〔時価ベース〕	保険料 （平成27年9月）	老齢基礎年金 支給開始年齢
	万人	万人		万円	兆円	兆円	兆円	円	
第1号被保険者	1,742	3,159	2.08	5.7	3.6	7.2	[9.3]	15,590	65歳
第2号被保険者	3,884				-	-	-	-	
第3号被保険者	932				-	-	-	-	
合計	6,558								
（参考）公的年金加入者合計 6,713									

- （注）1. 上記には、老齢福祉年金（受給者数0.1万人）を含まない。  
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。  
 3. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢（退職）年金の受給権者数等を加えたものである。  
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給権者に係る平均年金月額である。なお、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給権者および旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5.4万円である。  
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除し基礎年金勘定への繰入を加えた額である。  
 6. 積立金〔時価ベース〕には、一部、簿価で評価されたものを含む。  
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と第1号・第3号被保険者の合計である。  
 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出（実質的な支出総費用額から追加費用及び職域等費用納付金を控除し、被用者年金制度間の各種拠出金収入・支出を調整したもの）のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す指標である。  
 （前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。）

区分	適用者数	老齢（退職）年金 受給権者数 （老齢・退年相当）	年金扶養比率	老齢（退職）年金 平均年金月額 （老齢・退年相当） （繰上げ・繰下げ除く）	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース 〔時価ベース〕	積立比率 簿価ベース 〔時価ベース〕	保険料率 （平成27年9月）	老齢（退職）年金 支給開始年齢 （平成27年度）
	万人	万人		万円	兆円	兆円	兆円	%	
厚生年金	3,599	1,542	2.33	15.4	38.8	105.0	[136.7]	17.828	報酬比例部分 一般男子・共済女子 61歳 厚年女子 60歳
国家公務員共済組合	106	69	1.53	20.1	2.0	7.1	[7.8]	17.278	坑内員・船員 60歳
地方公務員共済組合	283	201	1.41	20.7	5.6	37.0	[42.5]	17.278	定額部分 一般男子・共済女子 65歳 厚年女子 64歳
私立学校教職員共済	52	13	4.01	20.2	0.5	3.6	[4.2]	14.354	坑内員・船員 60歳
合計	4,039	1,825	2.21	16.2	46.9	152.7	[191.1]		

- （注）1. 厚生年金の老齢（退職）年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金に統合される前に裁定された受給権者に係る分を含む。  
 2. 共済組合の老齢（退職）年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。（厚生年金に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。）  
 3. 老齢（退職）年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給（減額退職年金を含む）を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外して推計している。  
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除し基礎年金拠出金を加えた額である。  
 5. 厚生年金の坑内員及び船員の保険料率は、17.936%である。また、国家公務員共済組合及び私立学校教職員共済の保険料率は、1～3階部分の保険料率である。なお、平成27年10月の被用者年金一元化以降の厚生年金（1・2階）部分に係る保険料率は、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合は17.278%、私立学校教職員共済は14.354%（ただし、一元化法附則の規定により13.557%に軽減）である。  
 6. 厚生年金の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。  
 7. 積立金〔時価ベース〕には、一部、簿価で評価されたものを含む。  
 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出（実質的な支出総費用額から追加費用及び職域等費用納付金を控除し、被用者年金制度間の各種拠出金収入・支出を調整したもの）のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す指標である。  
 （前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。）

## (2) 加入者数

平成26年度末の公的年金制度の加入者総数は6,713万人であり、総人口1億2,694万人の52.9%を占めている。また、制度別にみると国民年金第1号被保険者数1,742万人(対前年度末63万人減)、厚生年金保険被保険者数3,599万人(同71万人増)、共済組合の組合員数及び加入者数441万人(同1万人増)、国民年金第3号被保険者数932万人(同13万人減)となっている(表2、図1)。

表2 公的年金 加入者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

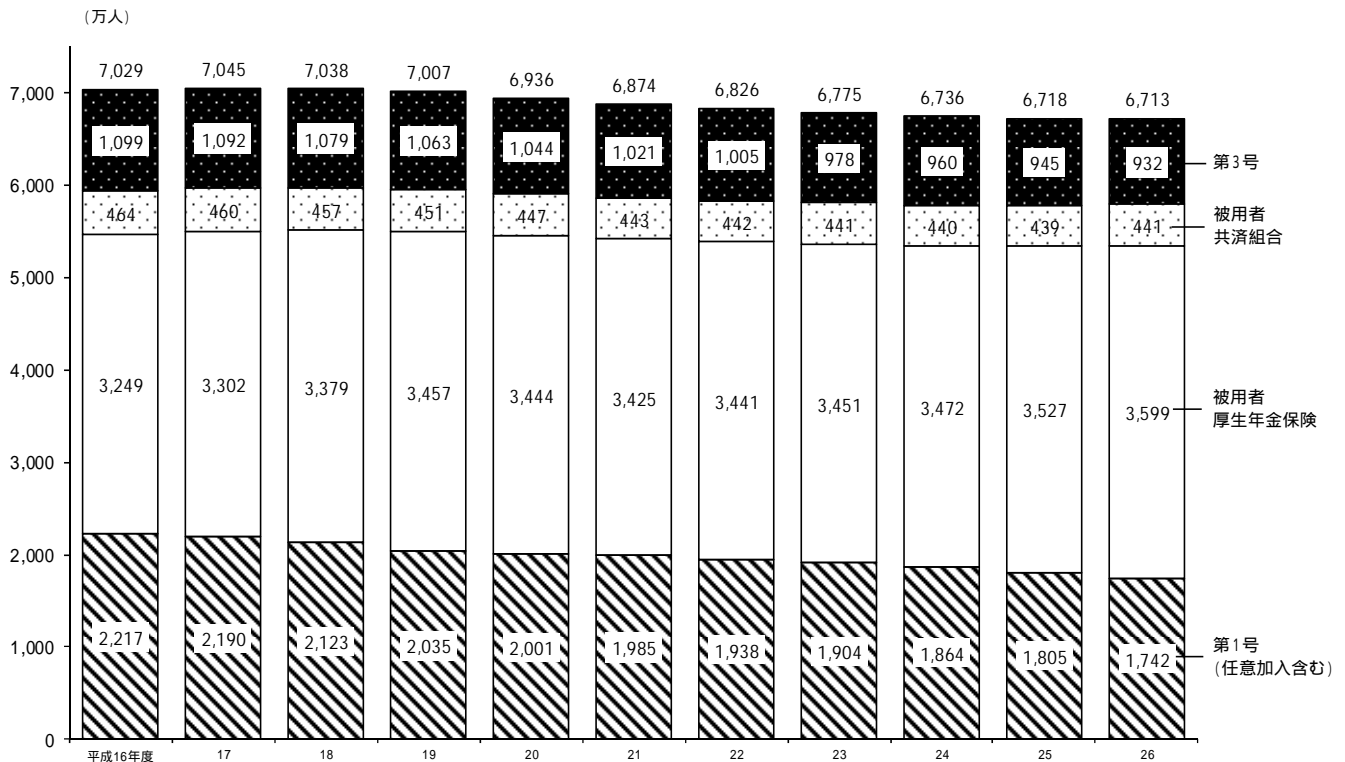
年度	加入者総数	国民年金 第1号被保険者	被用者年金被保険者 (第2号被保険者等)		国民年金 第3号被保険者	総人口	加入者総数 / 総人口
			厚生年金保険	共済組合			
平成16年度	70,293	22,170	32,491	4,639	10,993	127,678	55.1
17	70,447	21,903	33,022	4,599	10,922	127,723	55.2
18	70,383	21,230	33,794	4,569	10,789	127,747	55.1
19	70,066	20,354	34,570	4,514	10,628	127,687	54.9
20	69,358	20,007	34,445	4,471	10,436	127,566	54.4
21	68,738	19,851	34,248	4,429	10,209	127,445	53.9
22	68,258	19,382	34,411	4,418	10,046	127,706	53.4
23	67,747	19,044	34,515	4,410	9,778	127,567	53.1
24	67,356	18,637	34,717	4,399	9,602	127,354	52.9
25	67,175	18,054	35,273	4,394	9,454	127,136	52.8
26	67,134	17,420	35,985	4,409	9,319	126,939	52.9

注1. 総人口は翌年度4月1日現在の推計人口(総務省統計局)である。

2. 第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

3. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。

図1 公的年金 加入者数の推移



### (3) 受給者数

平成26年度末における公的年金の受給者数は、延人数で6,988万人であり、前年度末に比べて187万人の増加となっている。厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数（延人数）は4,801万人であり、前年度末に比べて59万人の増加となっている。

また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実年金受給権者数は、3,991万人となっており、前年度末に比べて41万人増加している（表3、図2）。

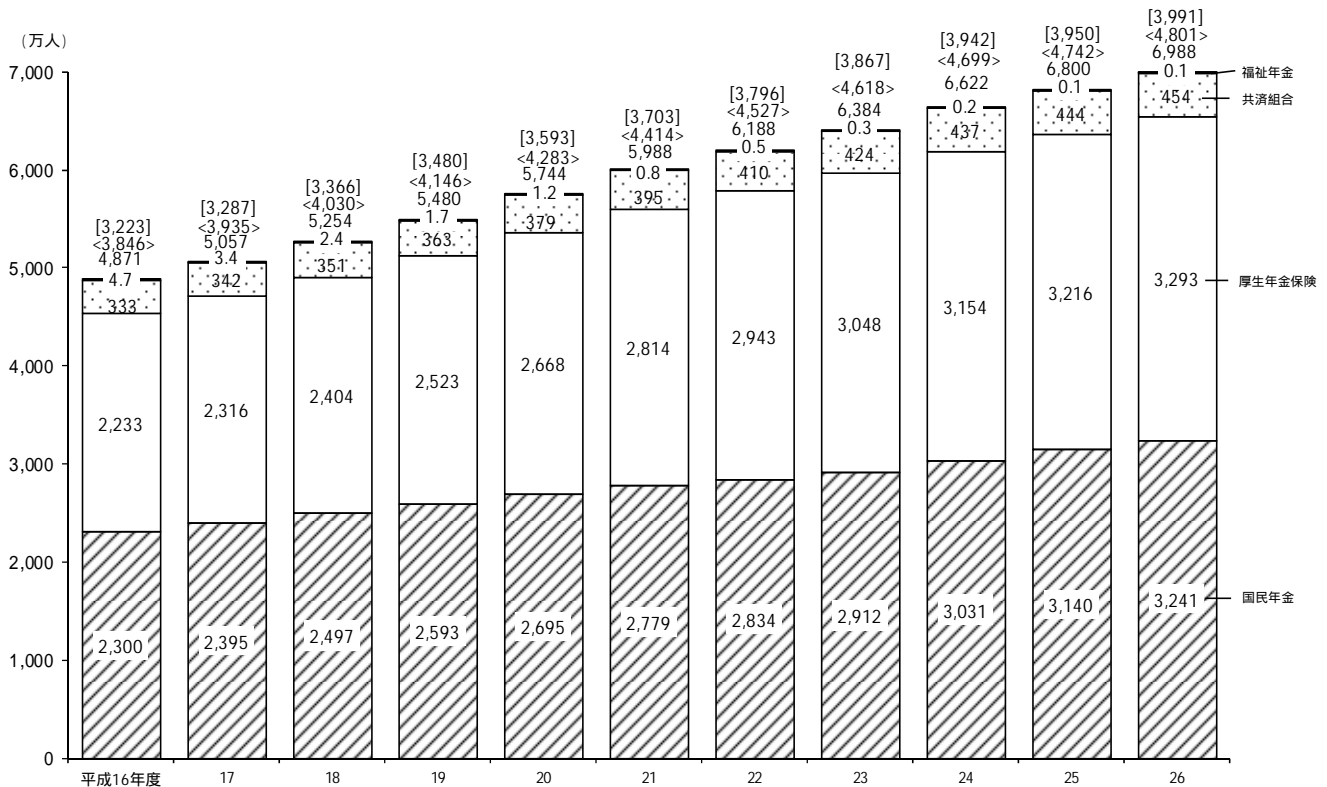
表3 公的年金 受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	総数			国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金
平成16年度	48,710	38,460	[32,232]	22,997	22,334	3,333	47
17	50,566	39,347	[32,867]	23,954	23,156	3,421	34
18	52,542	40,298	[33,662]	24,968	24,043	3,506	24
19	54,797	41,464	[34,796]	25,925	25,226	3,628	17
20	57,435	42,825	[35,934]	26,949	26,684	3,790	12
21	59,883	44,135	[37,032]	27,787	28,141	3,948	8
22	61,882	45,269	[37,962]	28,343	29,433	4,101	5
23	63,841	46,184	[38,667]	29,122	30,479	4,237	3
24	66,216	46,987	[39,424]	30,305	31,535	4,373	2
25	68,004	47,419	[39,500]	31,397	32,164	4,442	1
26	69,877	48,009	[39,906]	32,409	32,932	4,535	1

注1. 内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。  
 2. [ ]内は重複のない実受給権者数である。

図2 公的年金 受給者数の推移



注1. < >内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。  
 2. [ ]内は重複のない実受給権者数である。

平成26年度末における公的年金の受給者数を年金種別別にみると、老齢年金が4,712万人と最も多く、次いで通算老齢年金が1,415万人、遺族年金が630万人、障害年金が227万人、通算遺族年金が4万人となっている（表4）。

表4 公的年金 制度別受給者数（平成26年度末）

（単位：千人）

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	32,932	14,581	12,715	404	5,197	35
旧法厚生年金保険	1,736	683	558	45	416	34
新法厚生年金保険	30,649	13,573	12,068	353	4,656	・
（再掲）基礎あり	21,620	11,480	9,831	231	78	・
旧法船員保険	35	16	3	1	15	1
旧共済組合	511	309	86	4	111	1
（再掲）基礎あり	248	171	75	2	0	・
国民年金計	32,409	29,768	710	1,827	105	・
旧法拠出制	1,843	1,058	710	61	14	・
新法基礎年金	30,566	28,710	・	1,766	91	・
（再掲）基礎のみ	8,150	6,614	・	1,509	27	・
福祉年金	1	1	・	・	・	・
共済組合	4,535	2,774	726	40	994	2
合計	69,877	47,124	14,150	2,271	6,295	37
	48,009	35,473	4,244	2,038	6,217	37

- 注1. 内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。  
 2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。  
 3. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。  
 4. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の数である。  
 5. 障害年金及び遺族給付には、公務上・職務上を含む。  
 6. 共済組合の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。  
 7. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

平成26年度末における老齢年金受給者数の推移を制度別にみると、前年度末に比べて、国民年金が108万人（3.8%）、厚生年金保険が23万人（1.6%）、共済組合が3万人（1.1%）の増加に対し、福祉年金は4百人（37.0%）の減少となっている（表5）。

表5 公的年金 老齢年金受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	総数		国民年金			厚生年金保険			共済組合	福祉年金
			旧法拠出制	基礎年金	厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済組合				
平成16年度	32,550	26,873	19,820	3,225	16,595	10,490	9,989	501	2,193	47
17	33,952	27,744	20,832	2,972	17,860	10,852	10,368	483	2,234	34
18	35,392	28,590	21,864	2,736	19,128	11,234	10,768	466	2,271	24
19	36,949	29,539	22,872	2,502	20,370	11,725	11,277	448	2,335	17
20	38,649	30,607	23,928	2,272	21,657	12,287	11,858	429	2,422	12
21	40,220	31,630	24,812	2,060	22,751	12,893	12,482	411	2,507	8
22	41,413	32,404	25,424	1,832	23,592	13,399	13,008	391	2,584	5
23	42,760	33,210	26,273	1,615	24,658	13,831	13,461	371	2,653	3
24	44,494	34,146	27,527	1,412	26,115	14,246	13,896	350	2,718	2
25	45,781	34,759	28,690	1,227	27,463	14,347	14,017	330	2,743	1
26	47,124	35,473	29,768	1,058	28,710	14,581	14,272	309	2,774	1

注. 内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。

(4) 年金額

平成26年度末の公的年金受給者の年金総額を年金種別別にみると、老齢年金が42兆1千億円と年金総額の約8割を占めて最も多く、次いで遺族年金が6兆7千億円、通算老齢年金が2兆7千億円、障害年金が1兆9千億円となっている（表6）。

表6 公的年金 制度別受給者年金総額（平成26年度末）

（単位：億円）

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	255,993	176,908	23,890	2,966	52,138	92
厚生年金基金代行分除く	239,171	161,320	22,656	2,966	52,138	92
旧法厚生年金保険	18,584	11,601	2,098	529	4,268	88
厚生年金基金代行分除く	18,386	11,438	2,062	529	4,268	88
新法厚生年金保険	229,912	159,643	21,570	2,369	46,331	・
(別掲)基礎年金	146,833	79,939	64,172	1,958	764	・
厚生年金基金代行分除く	213,288	144,217	20,371	2,369	46,331	・
旧法船員保険	720	447	10	29	233	2
旧法共済組合	6,777	5,217	213	39	1,306	2
(別掲)基礎年金	1,825	1,263	547	15	1	・
国民年金計	213,040	194,669	1,574	15,786	1,012	・
旧法拠出制	7,264	5,095	1,574	531	64	・
新法基礎年金	205,776	189,574	・	15,255	948	・
(再掲)基礎のみ	54,334	40,975	・	13,083	276	・
福祉年金	3	3	・	・	・	・
共済組合	64,994	48,979	1,747	470	13,789	6
合計	534,031 〔517,209〕	420,559 〔404,971〕	27,211 〔25,977〕	19,222 〔19,222〕	66,938 〔66,938〕	98 〔98〕

- 注1．新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。  
新法退職共済年金についても同様。
- 2．年金総額には一部支給停止額を含む。
- 3．「合計」の〔 〕内の金額は厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
- 4．「基礎年金」は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。
- 5．「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の年金総額である。
- 6．障害年金及び遺族給付には、公務上・職務上を含む。
- 7．共済組合の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
- 8．共済組合の数値には、職域加算部分を含む。
- 9．寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

平成26年度末における公的年金受給者の年金総額は53兆4千億円であり、前年度末と比べると6千億円増加している。

平成26年度末の公的年金受給者の年金総額を制度別にみると、国民年金が21兆3千億円、厚生年金保険が25兆6千億円、共済組合が6兆5千億円、福祉年金が3億円となっている（表7）。

表7 公的年金 受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年度	総数	国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金	総数 国民所得
平成16年度	442,774〔431,128〕	143,156	236,195〔224,549〕	63,233	190	12.0%
17	455,700〔444,658〕	150,681	240,934〔229,892〕	63,947	138	12.2
18	465,444〔453,682〕	158,168	242,932〔231,170〕	64,245	98	12.3
19	474,395〔462,040〕	165,637	244,254〔231,898〕	64,436	69	12.4
20	488,658〔475,392〕	173,646	249,461〔236,195〕	65,504	47	13.8
21	502,554〔488,159〕	180,421	255,333〔240,939〕	66,768	32	14.6
22	511,332〔496,045〕	185,352	258,761〔243,474〕	67,199	21	14.5
23	522,229〔506,098〕	191,168	263,023〔246,892〕	68,026	13	14.9
24	532,397〔515,432〕	199,912	263,902〔246,937〕	68,575	8	15.2
25	528,436〔511,155〕	206,546	256,672〔239,390〕	65,214	5	14.6
26	534,031〔517,209〕	213,040	255,993〔239,171〕	64,994	3	14.7

- 注1．〔 〕内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
- 2．共済組合の数値には、職域加算部分を含む。
- 3．国民所得は、平成26年度国民経済計算確報（内閣府経済社会総合研究所）による。

平成26年度末における受給者の平均年金月額をみると、老齢年金では、厚生年金保険が14万8千円、国民年金が5万4千円、共済組合（基礎年金額を含まない）が14万7千円となっている（表8）。

表8 公的年金 受給者の平均年金月額（平成26年度末）

（単位：円）

	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
	老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	147,513	58,075	101,906	84,831	21,708
厚生年金基金代行分除く	138,604	57,266	101,906	84,831	21,708
旧法厚生年金保険	141,455	31,340	97,158	85,580	21,771
厚生年金基金代行分除く	139,471	30,812	97,158	85,580	21,771
新法厚生年金保険	147,099	59,207	102,074	84,299	.
(再掲)基礎年金	49,081	44,313	46,193	1,367	.
厚生年金基金代行分除く	137,628	58,379	102,074	84,299	.
基礎あり	157,769	69,014	127,668	146,032	.
(再掲)基礎年金	58,028	54,398	70,707	81,453	.
旧法船員保険	236,823	28,301	172,310	131,249	21,268
旧共済組合	174,509	73,541	116,969	98,135	19,628
旧法	192,440	39,148	126,523	97,683	19,628
新法	160,582	75,793	109,872	98,344	.
(再掲)基礎年金	60,415	56,403	56,407	98	.
基礎あり	161,357	78,270	121,643	148,061	.
(再掲)基礎年金	61,477	60,447	68,782	81,372	.
国民年金計	54,497	18,485	71,995	80,404	.
旧法拋出制	40,125	18,485	72,594	37,756	.
新法基礎年金	55,026	.	71,974	87,041	.
(再掲)基礎のみ	51,626	.	72,251	84,208	.
福祉年金	32,992	.	.	.	.
共済組合	147,124	20,058	99,204	115,659	25,016
(再掲)公務上を除く	147,124	20,058	94,234	115,470	25,016

注1．新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2．厚生年金保険に係る平均年金月額には併給している基礎年金額（同一の年金種別）を含む。

3．「(再掲)基礎年金」は直前行の平均年金月額のうち同一の年金種別の基礎年金の平均年金月額の再掲である。

4．「基礎あり」は新法厚生年金保険または旧共済組合の新法分を受給している者のうち、基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の平均年金月額である。

5．「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の平均年金月額である。

6．障害年金及び遺族給付には、公務上・職務上を含む。

7．共済組合の平均年金月額には併給している基礎年金額を含まない。

8．共済組合の平均年金月額には職域加算分を含む。

9．寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拋出制に計上している。

### 3. 厚生年金保険

#### (1) 適用状況

##### 事業所数

平成26年度末の適用事業所数は186万7千か所で、前年度末に比べて6万7千か所の増加となっている。平成26年度末の適用事業所数は、制度発足以来最多となっている。

また、適用事業所のうち厚生年金基金を設立している事業所は6万6千か所で、前年度末に比べて3万2千か所の減少となっている（表9）。

表9 適用事業所数・船舶所有者数の推移

年 度	事 業 所 数				厚生年金基金非加入事業所数			厚生年金基金加入事業所数		
	総 数	(再掲) 強 制 適 用	(再掲) 任 意 包 括 適 用	(再掲) 船 舶 所 有 者 数	総 数	(再掲) 強 制 適 用	(再掲) 任 意 包 括 適 用	総 数	強 制 適 用	任 意 包 括 適 用
平成16年度	1,632	1,511	115	5.5	1,492	1,383	109	134	128	6.2
17	1,648	1,528	114	5.4	1,515	1,406	108	128	122	5.8
18	1,681	1,595	81	5.3	1,552	1,474	78	124	121	3.2
19	1,716	1,626	84	5.2	1,591	1,509	81	120	117	3.1
20	1,740	1,648	87	5.1	1,618	1,534	84	117	114	3.0
21	1,754	1,660	88	4.9	1,635	1,549	85	114	111	3.0
22	1,749	1,656	87	4.8	1,632	1,548	84	112	109	2.9
23	1,745	1,654	86	4.7	1,632	1,548	83	109	106	2.8
24	1,758	1,667	86	4.6	1,650	1,566	83	104	101	2.6
25	1,801	1,709	87	4.5	1,698	1,613	85	98	96	2.5
26	1,867	1,774	89	4.4	1,796	1,709	87	66	65	1.7

注1. 事業所の総数には任意単独適用（平成26年度末は、323事業所）を含んでいる。

注2. 厚生年金基金非加入事業所数には船舶所有者を含まない。

##### 被保険者数

平成26年度末の被保険者数は3,599万人で、前年度末に比べて71万人増加している。被保険者数の内訳をみると、男子が2,293万人、女子が1,306万人となっている。前年度末と比べると、男子が36万人増加、女子が35万人増加している。平成26年度末の被保険者数は、制度発足以来最多となっている。

育児休業等期間中（平成26年度は産前産後休業期間を含む）の保険料免除者数は、平成26年度末現在で30万人となっている。前年度末と比べると7万人増加している（表10、図3）。

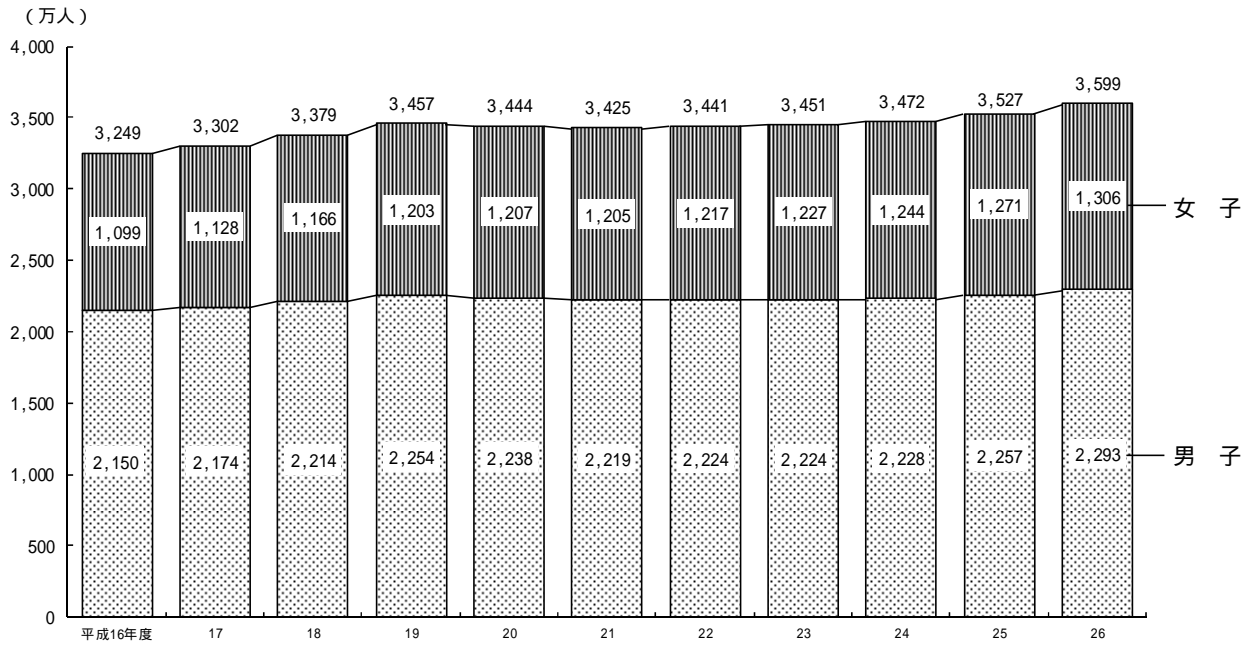
表10 厚生年金保険 被保険者数の推移

年 度	総 数	男 子				女 子	育児休業等 保険料免除者
		一般男子	坑内員	船員			
平成16年度	32,491	21,504	21,442	0.9	61	10,987	78
17	33,022	21,740	21,679	0.8	60	11,282	97
18	33,794	22,139	22,079	0.7	59	11,655	111
19	34,570	22,544	22,485	0.7	58	12,026	129
20	34,445	22,377	22,319	0.7	57	12,068	145
21	34,248	22,193	22,137	0.6	56	12,055	160
22	34,411	22,241	22,186	0.6	54	12,170	180
23	34,515	22,242	22,188	0.6	53	12,273	197
24	34,717	22,279	22,226	0.6	53	12,439	214
25	35,273	22,566	22,513	0.6	52	12,707	234
26	35,985	22,929	22,876	0.6	52	13,057	301

注. 育児休業等保険料免除者数には、平成26年度から産前産後休業期間の保険料免除者を含む。



図3 厚生年金保険 被保険者数の推移



注：男子には船員及び坑内員を含む。

厚生年金基金加入状況

平成26年度末の厚生年金基金の加入者数は301万人で前年度末に比べて96万人減少している。また、厚生年金基金加入者は全被保険者数の8.4%を占めている（表11）。

表11 厚生年金基金加入・非加入別被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	厚生年金基金非加入			厚生年金基金加入			厚生年金基金加入割合(%)
	総 数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女 子	総 数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女 子	
平成16年度	27,264	17,716	9,486	5,227	3,726	1,501	16.1
17	28,034	18,131	9,842	4,988	3,548	1,440	15.1
18	28,927	18,628	10,239	4,867	3,451	1,416	14.4
19	29,826	19,130	10,637	4,744	3,355	1,389	13.7
20	29,813	19,052	10,703	4,631	3,266	1,365	13.4
21	29,718	18,959	10,703	4,529	3,178	1,351	13.2
22	29,977	19,087	10,835	4,434	3,099	1,335	12.9
23	30,205	19,184	10,967	4,310	3,004	1,306	12.5
24	30,549	19,338	11,158	4,168	2,888	1,280	12.0
25	31,298	19,772	11,473	3,975	2,741	1,234	11.3
26	32,974	20,824	12,098	3,011	2,052	959	8.4

産業大分類・規模別適用状況

表12及び表13は、平成26年9月1日現在で、産業大分類別・規模別に適用事業所数及び被保険者数をみたものである。

産業大分類別にみると、事業所数では卸売・小売業（全事業所数の18.0%）、建設業（同17.5%）、製造業（同13.9%）が、被保険者数では製造業（全被保険者数の23.8%）、卸売・小売業（同15.7%）、医療・福祉（同12.2%）が大きな割合を占めている。

表12 厚生年金保険 産業大分類別・規模別事業所数（平成26年9月1日現在の調査）

（単位：か所）

産業大分類	事業所の規模（事業所に使用されている被保険者数）								合計	割合(%)
	2人以下	3・4人	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1000人以上			
農林水産業	8,189	4,496	8,610	722	125	8	5	22,155	1.2	
鉱業・採石業・砂利採取業	970	461	1,672	268	45	2	3	3,421	0.2	
建設業	125,506	65,990	118,535	9,103	1,598	146	127	321,005	17.5	
製造業	76,541	37,489	101,777	26,654	10,337	1,097	821	254,716	13.9	
電気・ガス・熱供給・水道業	6,011	2,338	4,190	672	284	25	33	13,553	0.7	
情報通信業	26,505	8,186	18,463	4,900	2,041	258	208	60,561	3.3	
運輸業・郵便業	16,751	7,604	31,915	10,082	3,412	323	250	70,337	3.8	
卸売・小売業	142,426	60,153	103,474	16,205	6,050	733	559	329,600	18.0	
金融・保険業	9,160	3,453	4,293	862	785	175	195	18,923	1.0	
不動産業・物品賃貸業	72,268	14,465	14,732	2,095	707	87	62	104,416	5.7	
学術研究・専門技術サービス業	69,586	24,037	36,118	3,931	1,211	130	70	135,083	7.4	
飲食店・宿泊業	27,476	11,650	19,228	3,030	1,013	124	94	62,615	3.4	
生活関連サービス業・娯楽業	23,195	9,120	18,481	3,832	1,013	125	53	55,819	3.0	
教育・学習支援業	10,299	3,424	8,552	1,511	350	65	39	24,240	1.3	
医療・福祉	31,189	28,361	80,853	17,480	7,767	636	231	166,517	9.1	
複合サービス事業	6,072	1,535	2,039	536	511	116	43	10,852	0.6	
サービス業	70,820	28,272	52,605	8,998	3,467	429	301	164,892	9.0	
公務	4,382	1,472	3,631	1,283	991	162	65	11,986	0.7	
総数	727,346	312,506	629,168	112,164	41,707	4,641	3,159	1,830,691	100.0	
割合(%)	39.7	17.1	34.4	6.1	2.3	0.3	0.2	100.0		

注：産業分類は、「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。

表13 厚生年金保険 産業大分類別・規模別被保険者数（平成26年9月1日現在の調査）

（単位：人）

産業大分類	事業所の規模（事業所に使用されている被保険者数）								合計	割合(%)
	2人以下	3・4人	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1000人以上			
農林水産業	10,105	15,461	86,245	35,435	21,845	4,851	15,861	189,803	0.5	
鉱業・採石業・砂利採取業	1,054	1,600	20,053	12,845	9,432	1,658	9,731	56,373	0.2	
建設業	160,268	226,666	1,183,121	432,223	304,220	103,438	355,795	2,765,731	7.7	
製造業	90,300	128,982	1,213,917	1,401,894	2,063,480	753,319	2,917,585	8,569,477	23.8	
電気・ガス・熱供給・水道業	5,327	8,027	44,819	35,173	56,246	16,720	194,079	360,391	1.0	
情報通信業	28,573	28,035	215,107	257,979	406,096	179,727	600,335	1,715,852	4.8	
運輸業・郵便業	16,441	26,353	409,829	522,929	658,994	227,449	925,283	2,787,278	7.8	
卸売・小売業	167,331	205,604	1,093,259	834,406	1,228,695	513,210	1,587,508	5,630,013	15.7	
金融・保険業	10,633	11,697	42,993	47,793	185,221	121,608	774,098	1,194,043	3.3	
不動産業・物品賃貸業	77,679	48,483	148,991	106,585	139,915	60,204	139,010	720,867	2.0	
学術研究・専門技術サービス業	83,279	81,950	362,209	199,549	239,627	91,242	160,708	1,218,564	3.4	
飲食店・宿泊業	32,027	39,824	206,369	157,010	204,410	83,386	236,049	959,075	2.7	
生活関連サービス業・娯楽業	26,534	31,291	206,322	192,919	196,979	84,075	128,121	866,241	2.4	
教育・学習支援業	12,070	11,680	105,005	72,775	70,491	44,000	165,437	481,458	1.3	
医療・福祉	40,748	99,072	895,360	948,603	1,539,397	426,104	433,885	4,383,169	12.2	
複合サービス事業	6,623	5,177	21,202	30,279	128,242	77,249	86,746	355,518	1.0	
サービス業	79,953	96,919	559,118	466,957	707,443	299,423	928,890	3,138,703	8.7	
公務	4,485	5,027	42,639	71,260	218,561	109,368	112,485	563,825	1.6	
総数	853,430	1,071,848	6,856,558	5,826,614	8,379,294	3,197,031	9,771,606	35,956,381	100.0	
割合(%)	2.4	3.0	19.1	16.2	23.3	8.9	27.2	100.0		

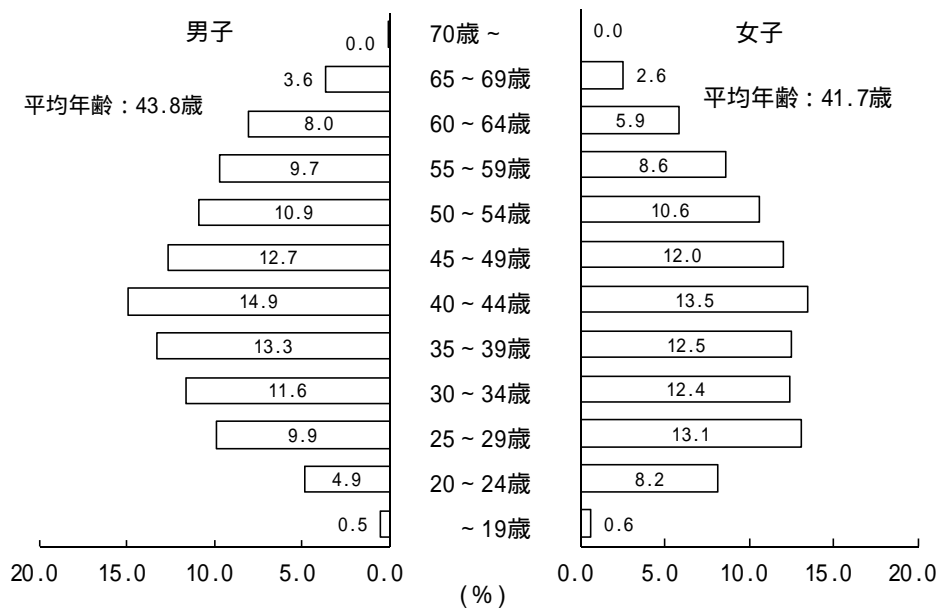
注：産業分類は、「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。

## 年齢構成

平成26年度末の被保険者の年齢構成を男女別にみると、男子は40～44歳が14.9%と男子計に対する割合が最も高くなっている。また、女子についても40～44歳が13.5%と女子計に対する割合が最も高くなっている。

なお、厚生年金保険の被保険者の平均年齢は、平成26年度末で、男子は43.8歳、女子は41.7歳となっている（図4）。

図4 厚生年金保険 被保険者の年齢構成（平成26年度末）



注：男子には船員及び坑内員を含む。

## 標準報酬月額及び標準賞与額

平成26年度末の標準報酬月額の平均は30万8千円（男子35万円、女子23万6千円）であり、前年度末に比べて0.7%増加している。平成26年度の年度平均についても、30万7千円（男子34万8千円、女子23万5千円）と、前年度に比べて0.5%増加している（表14）。

表14 厚生年金保険 標準報酬月額の平均の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)			標準報酬月額の平均 (年度平均)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成22年度	305,715	347,212	229,876	304,554	345,808	229,314
	23	304,589	345,700	230,085	304,359	345,495	229,858
	24	306,131	347,494	232,046	304,848	346,040	231,106
	25	306,282	347,276	233,482	305,408	346,418	232,675
	26	308,382	349,735	235,763	306,897	348,043	234,554
伸び率 (%)	平成22年度	0.5	0.6	0.5	0.5	0.7	0.0
	23	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1	0.2
	24	0.5	0.5	0.9	0.2	0.2	0.5
	25	0.0	0.1	0.6	0.2	0.1	0.7
	26	0.7	0.7	1.0	0.5	0.5	0.8

注1：男子には船員及び坑内員を含む。

2：標準報酬月額の平均（年度平均）は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。

標準賞与額1回当たりの平均は、平成26年度で43万6千円（うち男子50万6千円、女子30万円）であり、前年度に比べて1.8%増加している。

一人当たり標準報酬額（総報酬ベース・年額）は、平成26年度で436万2千円（うち男子499万2千円、女子325万4千円）であり、前年度に比べて0.8%増加している（表15）。

表15 厚生年金保険 標準賞与額の平均及び一人当たりの標準報酬額の推移

		標準賞与額1回当たりの平均			一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成22年度	423,196	491,915	288,082	4,306,057	4,926,811	3,173,920
	23	428,860	499,424	291,247	4,313,465	4,935,914	3,186,136
	24	426,139	494,874	292,712	4,313,699	4,935,571	3,200,433
	25	428,046	496,257	295,951	4,326,485	4,948,041	3,224,130
	26	435,820	506,140	299,803	4,361,575	4,991,749	3,253,588
伸び率 (%)	平成22年度	1.1	1.2	1.1	0.1	0.2	0.4
	23	1.3	1.5	1.1	0.2	0.2	0.4
	24	0.6	0.9	0.5	0.0	0.0	0.4
	25	0.4	0.3	1.1	0.3	0.3	0.7
	26	1.8	2.0	1.3	0.8	0.9	0.9

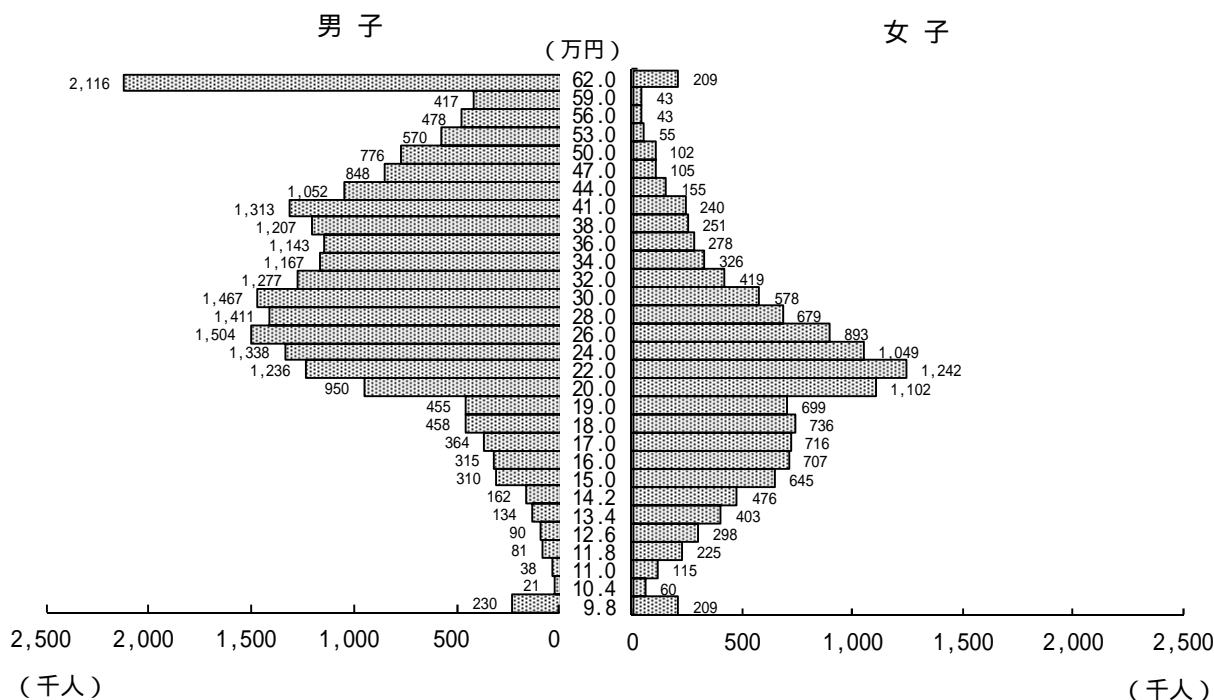
注1. 男子には船員及び坑内員を含む。

2. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。

3. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

図5は標準報酬月額別被保険者数の分布をみたものである。男子では上限の第30級（62万円）が212万人と最も多くなっている一方、女子は第14級（22万円）が124万人と最も多くなっている。

図5 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数（平成26年度末）



注. 男子には船員及び坑内員を含む。

## (2) 受給（権）者数

### 受給者数

平成26年度末における厚生年金保険の受給者数は3,293万人で、内訳は旧法厚生年金保険が174万人、旧法船員保険が4万人、新法厚生年金保険が3,065万人、旧共済組合が51万人となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,458万人（全受給者数の44.3%）、通算老齢年金が1,271万人（同38.6%）、障害年金が40万人（同1.2%）、遺族年金が520万人（同15.8%）、通算遺族年金が4万人（同0.1%）となっている。

また、平成26年度末において、老齢基礎年金を併せて受給する老齢厚生年金の受給者数は、老齢相当が1,165万人、通老相当が991万人となっている。障害基礎年金を併せて受給する障害厚生年金の受給者数は23万人であり、遺族基礎年金を併せて受給する遺族厚生年金の受給者数は8万人となっている（表16）。

表16 厚生年金保険 受給者数（平成26年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険			旧共済組合	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	
老 齢 年 金	14,581	44.3	683	2.1	16	0.0	13,573 (11,480)	41.2	309 (171)	0.9	
通算老齢年金	12,715	38.6	558	1.7	3	0.0	12,068 (9,831)	36.6	86 (75)	0.3	
障 害 年 金	404	1.2	45	0.1	1	0.0	353 (231)	1.1	4 (2)	0.0	
遺 族 年 金	5,197	15.8	416	1.3	15	0.0	4,656 (78)	14.1	111 (0)	0.3	
通算遺族年金	35	0.1	34	0.1	1	0.0	・	・	1	0.0	
合 計	32,932	100.0	1,736	5.3	35	0.1	30,649 (21,620)	93.1	511 (248)	1.6	

注1．新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。

新法退職共済年金についても同様。

2．（ ）内は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。

3．割合は、厚生年金保険の全受給者数に対するものである。

厚生年金保険の受給者数を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が23万人、通算老齢年金が43万人、障害年金が7千人、遺族給付が10万人の増加となっている（表17、図6）。

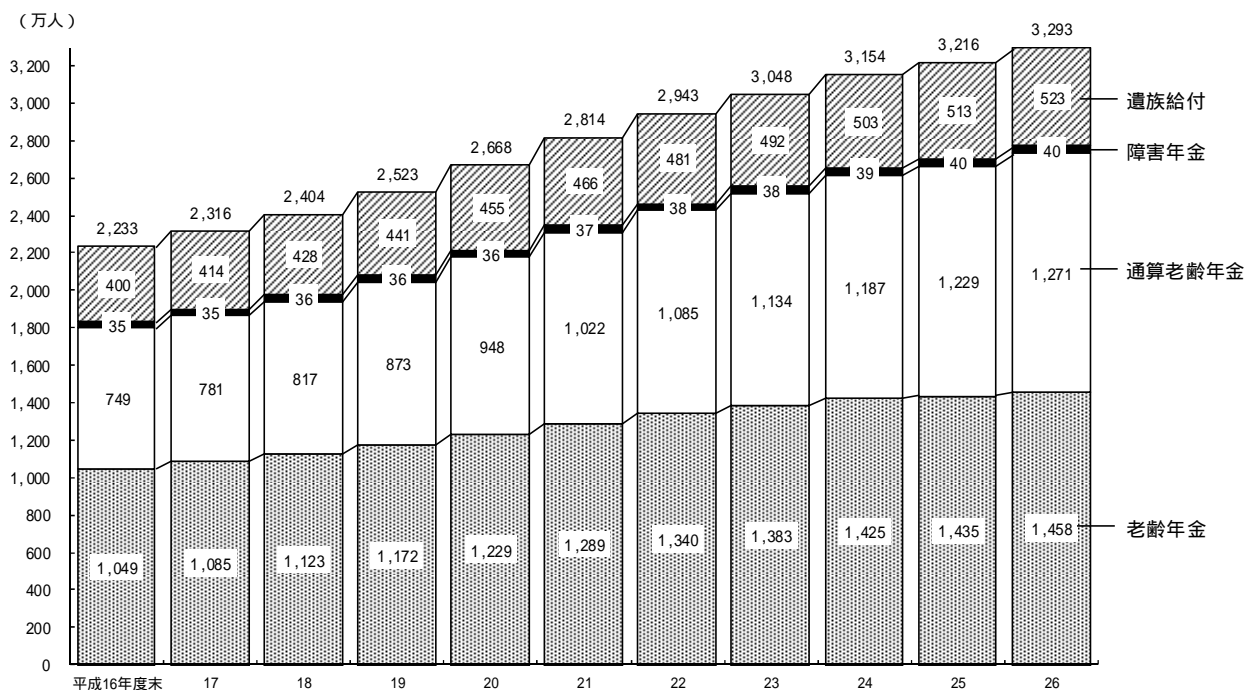
表17 厚生年金保険 受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	合 計	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 給 付
平成16年度	22,334	10,490	7,492	348	4,003
17	23,156	10,852	7,805	355	4,145
18	24,043	11,234	8,169	356	4,284
19	25,226	11,725	8,728	360	4,414
20	26,684	12,287	9,485	363	4,549
21	28,141	12,893	10,219	366	4,664
22	29,433	13,399	10,849	377	4,807
23	30,479	13,831	11,339	384	4,924
24	31,535	14,246	11,869	390	5,030
25	32,164	14,347	12,286	397	5,134
26	32,932	14,581	12,715	404	5,232

注1．新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。  
 2．「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

図6 厚生年金保険 受給者数の推移



厚生年金保険の老齢給付受給者数を前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が9万人、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が8万人、旧法船員保険の老齢年金が2千人、旧法船員保険の通算老齢年金が3百人、旧共済組合の退職年金が2万人、旧共済組合の通算退職年金が3千人の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢厚生年金のうち老齢相当が35万人、通老相当が51万人の増加となっている（表18）。

表18 厚生年金保険 老齢給付受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金
平成16年度	10,490	7,492	1,781	1,374	40	8	8,168	6,002	501	108
17	10,852	7,805	1,659	1,285	38	8	8,671	6,407	483	106
18	11,234	8,169	1,544	1,200	35	7	9,190	6,858	466	104
19	11,725	8,728	1,429	1,115	33	6	9,815	7,504	448	102
20	12,287	9,485	1,316	1,043	30	6	10,512	8,336	429	101
21	12,893	10,219	1,209	978	28	5	11,245	9,136	411	100
22	13,399	10,849	1,093	889	25	5	11,891	9,858	391	98
23	13,831	11,339	982	799	23	4	12,457	10,441	371	96
24	14,246	11,869	876	712	20	4	13,000	11,060	350	92
25	14,347	12,286	776	633	18	3	13,223	11,561	330	89
26	14,581	12,715	683	558	16	3	13,573	12,068	309	86

注1．新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢相当」に、それ以外のは「通老相当」に計上している。

2．新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものは「退職年金」に、それ以外のは「通算退職年金」に計上している。

### 受給権者数

平成26年度末における厚生年金保険の受給権者数は3,526万人で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,542万人、通算老齢年金が1,366万人、障害年金が58万人、遺族給付が559万人となっている（表19）。

表19 厚生年金保険 受給権者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	合 計	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 給 付
平成16年度	24,233	11,167	8,225	476	4,365
17	25,110	11,523	8,591	487	4,509
18	26,155	11,984	9,031	497	4,644
19	27,502	12,596	9,627	507	4,772
20	29,072	13,236	10,412	516	4,908
21	30,581	13,854	11,180	524	5,022
22	31,982	14,413	11,856	541	5,171
23	33,034	14,840	12,352	553	5,290
24	34,053	15,233	12,862	564	5,393
25	34,555	15,230	13,258	573	5,493
26	35,258	15,422	13,662	584	5,590

注1．新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2．「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

### 在職者にかかる老齢給付の状況

平成26年度末の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は、327万人となっており、前年度末に比べて11万人（3.3%）の増加となっている（表20）。

表20 厚生年金保険 在職者にかかる老齢給付状況の推移

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成22年度	296.7 (91.7)	211.7 (65.5)	85.0 (26.2)	233.8 (90.4)	161.0 (65.3)	72.9 (25.1)
23	311.7 (101.5)	221.4 (72.2)	90.2 (29.3)	248.9 (100.2)	170.9 (71.9)	77.9 (28.3)
24	324.5 (119.2)	229.3 (84.7)	95.2 (34.5)	262.7 (117.8)	180.2 (84.2)	82.5 (33.6)
25	316.5 (136.2)	216.2 (96.5)	100.3 (39.7)	263.0 (134.8)	175.5 (96.1)	87.5 (38.8)
26	327.0 (156.0)	221.2 (110.7)	105.8 (45.3)	275.9 (154.6)	183.0 (110.1)	92.9 (44.5)

注1．在職者とは、厚生年金保険の被保険者

適用事業所に使用される70歳以上の者（昭和12年4月2日以降生まれの者に限る）

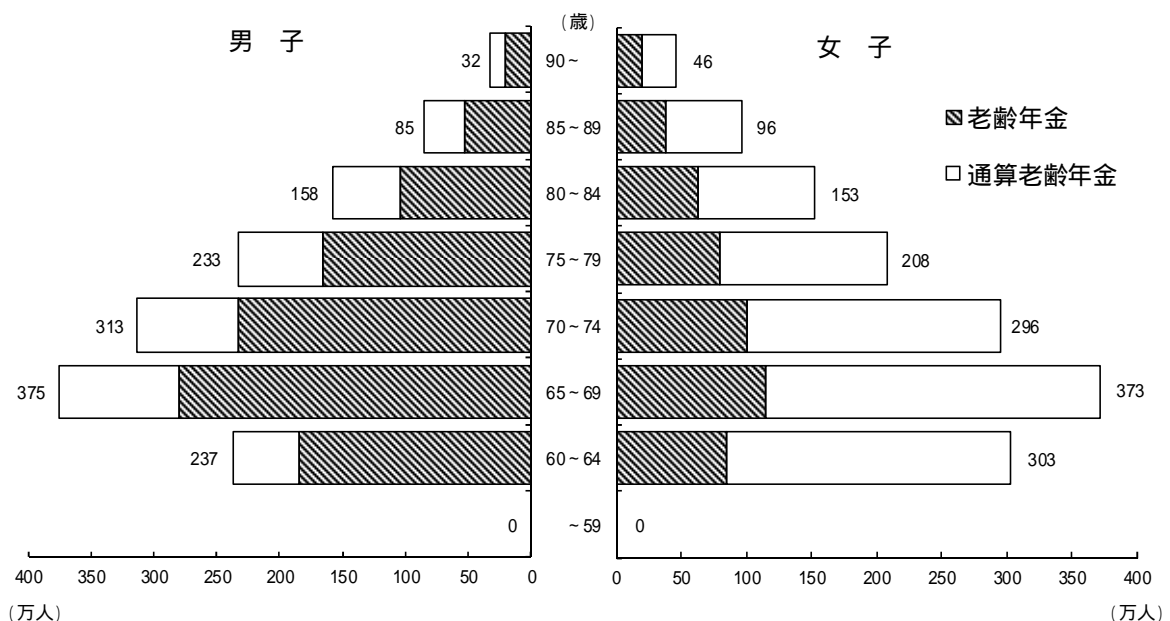
である老齢給付の受給権者及び受給者である。

2．（ ）内の数値は、60歳台後半の老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済組合を除く）である。なお、70歳以上の者（昭和12年4月2日以降生まれの者に限る）を含む。

### 老齢給付の年齢階級別受給権者数

図7は、平成26年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給権者2,908万人の年齢階級別分布を示したものである。男女共に65～69歳が最も多い（男子は375万人、女子は373万人）。

図7 厚生年金保険 老齢給付の年齢階級別受給権者数（平成26年度末）



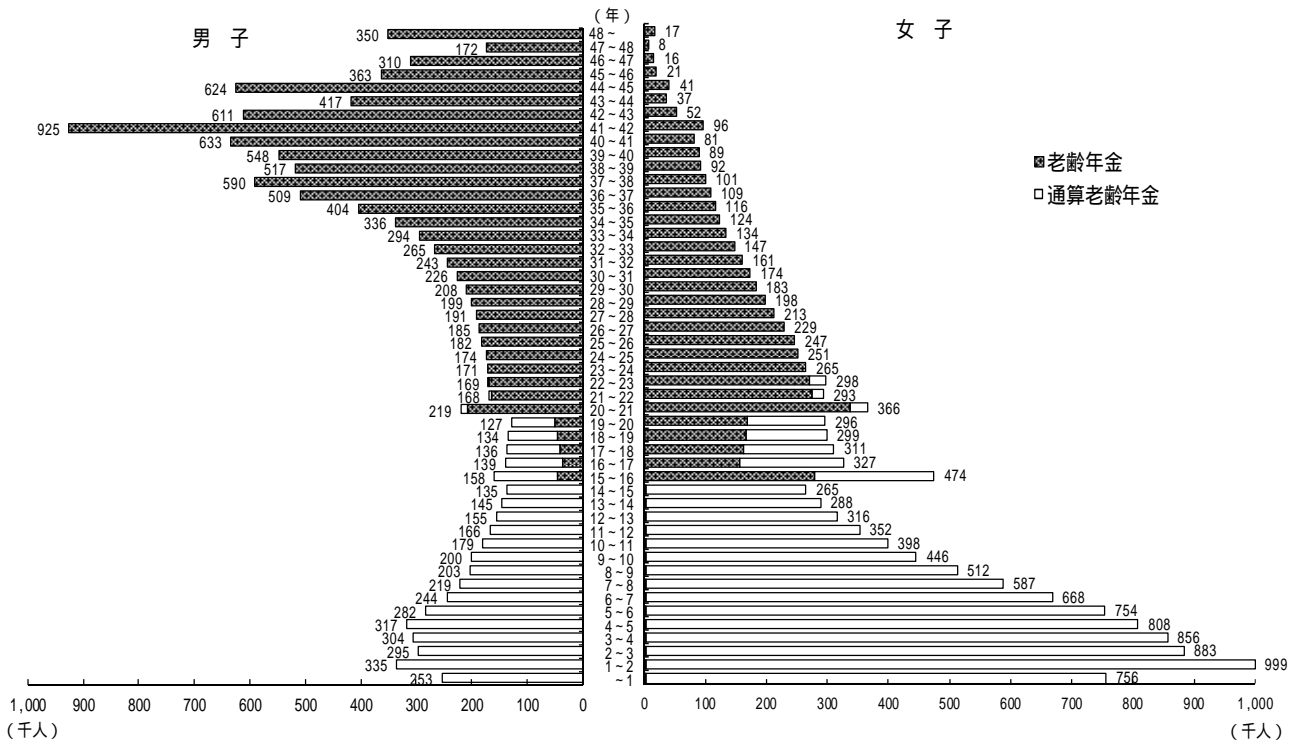


### 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成26年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図8のとおりである。

男子では41年以上42年未満が最も多く（92万人）、女子では1年以上2年未満が最も多く（100万人）になっている。

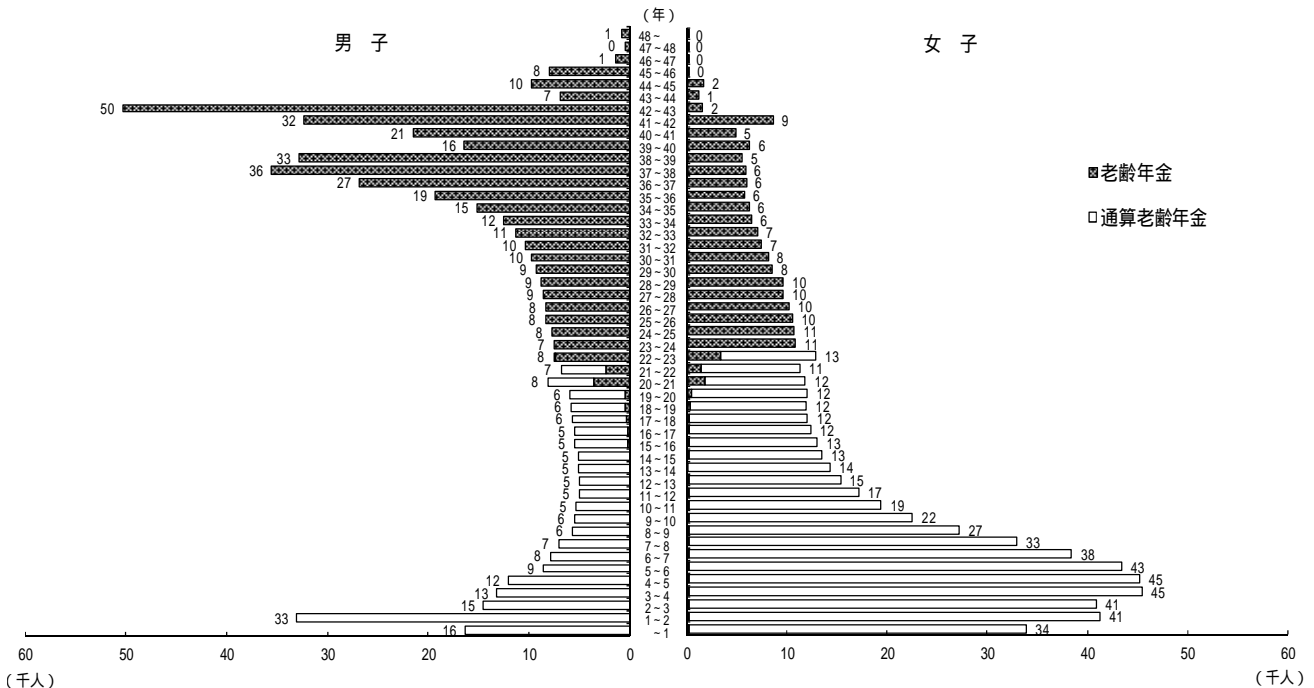
図8 厚生年金保険 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成26年度末）



平成26年度に新規裁定された厚生年金保険の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図9のとおりである。

男子では42年以上43年未満が最も多く（5万人）、女子では3年以上4年未満が最も多く（5万人）になっている。

図9 厚生年金保険 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成26年度新規裁定）



(3) 年金額  
年金総額

平成26年度末における厚生年金保険の受給者の年金総額は25兆5,993億円で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が17兆6,908億円で年金総額の69.1%を占めており、通算老齢年金が2兆3,890億円（年金総額の9.3%）、障害年金が2,966億円（同1.2%）、遺族年金が5兆2,138億円（同20.4%）、通算遺族年金が92億円（同0.0%）となっている（表21）。

表21 厚生年金保険 受給者年金総額（平成26年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	176,908	69.1	11,601	4.5	447	0.2	159,643	62.4	5,217	2.0
通算老齢年金	23,890	9.3	2,098	0.8	10	0.0	21,570	8.4	213	0.1
障 害 年 金	2,966	1.2	529	0.2	29	0.0	2,369	0.9	39	0.0
遺 族 年 金	52,138	20.4	4,268	1.7	233	0.1	46,331	18.1	1,306	0.5
通算遺族年金	92	0.0	88	0.0	2	0.0	・	・	2	0.0
合 計	255,993	100.0	18,584	7.3	720	0.3	229,912	89.8	6,777	2.6

注1．新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。  
新法退職共済年金についても同様。

2．割合は、厚生年金保険の受給者の年金総額全体に対するものである。

厚生年金保険の受給者の年金総額を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が1,229億円減少、通算老齢年金が172億円増加、障害年金が10億円減少、遺族給付が388億円増加となっている(表22、図10)。

表22 厚生年金保険 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年 度	合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金		障 害 年 金	遺 族 給 付
平成16年度	236,195	(224,549)	170,168	(159,275)	21,373	(20,620)	3,009	41,645
17	240,934	(229,892)	173,256	(162,959)	21,506	(20,761)	3,017	43,155
18	242,932	(231,170)	174,249	(163,262)	21,277	(20,502)	2,976	44,431
19	244,254	(231,898)	173,875	(162,335)	21,601	(20,785)	2,974	45,804
20	249,461	(236,195)	176,885	(164,495)	22,450	(21,575)	2,961	47,165
21	255,333	(240,939)	181,215	(167,762)	22,833	(21,891)	2,946	48,340
22	258,761	(243,474)	182,347	(168,073)	23,567	(22,555)	2,995	49,853
23	263,023	(246,892)	185,128	(170,072)	24,124	(23,048)	3,002	50,769
24	263,902	(246,937)	185,469	(169,656)	23,919	(22,768)	2,996	51,518
25	256,672	(239,390)	178,137	(162,062)	23,718	(22,511)	2,976	51,841
26	255,993	(239,171)	176,908	(161,320)	23,890	(22,656)	2,966	52,229

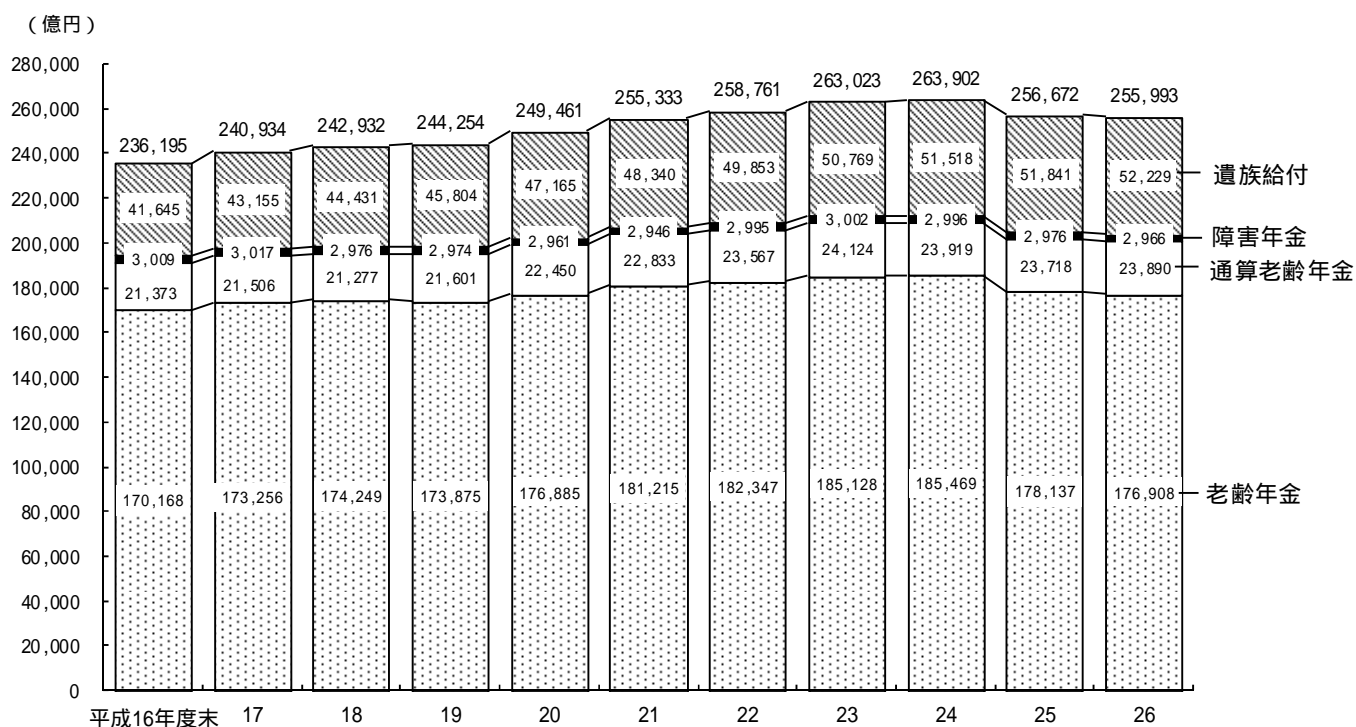
注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のもは「通算老齢年金」

に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. ( )内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

図10 厚生年金保険 受給者年金総額の推移



厚生年金保険の老齢給付の受給者年金総額について、前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が1,833億円、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が316億円、旧法船員保険の老齢年金が61億円、旧法船員保険の通算老齢年金が1億円、旧共済組合の退職年金が478億円、通算退職年金が14億円の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢相当が1,144億円、新法厚生年金保険の通老相当が504億円の増加となっている（表23）。

表23 厚生年金保険 老齢給付の受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年 度	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金
平成16年度	170,168 (159,275)	21,373 (20,620)	33,789 (33,246)	5,635 (5,540)	1,147	33	125,115 (114,765)	15,358 (14,700)	10,117	347
17	173,256 (162,959)	21,506 (20,761)	31,298 (30,834)	5,250 (5,168)	1,075	30	131,291 (121,458)	15,896 (15,233)	9,592	330
18	174,249 (163,262)	21,277 (20,502)	28,849 (28,420)	4,866 (4,789)	1,001	27	135,346 (124,789)	16,074 (15,376)	9,053	310
19	173,875 (162,335)	21,601 (20,785)	26,524 (26,133)	4,504 (4,431)	932	24	137,821 (126,672)	16,773 (16,030)	8,599	300
20	176,885 (164,495)	22,450 (21,575)	24,243 (23,886)	4,160 (4,093)	864	22	143,641 (131,608)	17,977 (17,169)	8,137	291
21	181,215 (167,762)	22,833 (21,891)	22,186 (21,859)	3,869 (3,807)	796	20	150,544 (137,419)	18,663 (17,784)	7,688	280
22	182,347 (168,073)	23,567 (22,555)	19,850 (19,556)	3,494 (3,436)	726	17	154,567 (140,587)	19,786 (18,831)	7,204	270
23	185,128 (170,072)	24,124 (23,048)	17,582 (17,321)	3,115 (3,062)	651	15	160,188 (145,394)	20,738 (19,714)	6,706	256
24	185,469 (169,656)	23,919 (22,768)	15,487 (15,257)	2,759 (2,712)	581	13	163,189 (147,606)	20,905 (19,800)	6,212	242
25	178,137 (162,062)	23,718 (22,511)	13,434 (13,233)	2,414 (2,372)	508	11	158,499 (142,625)	21,066 (19,901)	5,696	227
26	176,908 (161,320)	23,890 (22,656)	11,601 (11,438)	2,098 (2,062)	447	10	159,643 (144,217)	21,570 (20,371)	5,217	213

注1．新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢相当」に、それ以外のもは「通老相当」に計上している。  
 注2．新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものは「退職年金」に、それ以外のもは「通算退職年金」に計上している。  
 注3．（ ）内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

### 平均年金月額

平成26年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給者平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が14万8千円、通算老齢年金が5万8千円となっている（表24）。

表24 厚生年金保険 受給者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金	（再掲）基礎または定額あり		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		（再掲）基礎または定額あり	（再掲）基礎及び定額なし			
平成22年度	153,344	165,455	80,748	55,500	105,559	88,607
23	152,396	163,254	80,509	55,784	105,277	87,967
24	151,374	162,138	76,790	56,701	104,850	87,259
25	148,409	158,688	77,934	57,334	103,175	85,913
26	147,513	156,245	77,556	58,075	101,906	84,831

注1．新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のもは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。  
 注2．「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。  
 注3．遺族年金には、通算遺族年金を含まない。  
 注4．平均年金月額には基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成22年度から平成24年度は63歳までと64歳以降で、平成25年度及び平成26年度は64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成25年度に61歳に引き上げられたことにより、平成25年度及び平成26年度の60歳の老齢年金受給権者数は大幅に減少し、坑内員または船員であった被保険者期間が15年以上ある受給権者のみとなるため平均年金月額が高くなっている（表25）。

**表25 厚生年金保険 老齢年金受給権者状況の推移（男子）**

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成22年度	40.2	57.4	60.7	63.9	52.3	713.0
23	37.7	51.3	59.1	61.9	65.1	740.2
24	35.7	48.0	52.9	60.1	63.0	781.5
25	1.0	45.1	49.2	53.7	60.9	820.1
26	0.7	33.1	46.1	49.9	54.3	856.3

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成22年度	97,681	100,120	102,773	106,520	177,823	192,323
23	96,925	98,186	100,893	105,374	172,685	189,747
24	96,584	97,799	98,993	104,269	170,662	187,290
25	131,754	96,735	97,759	101,710	105,755	183,155
26	129,823	95,763	96,934	100,666	103,330	179,578

注1．新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2．平成24年度までの「60歳」には60歳未満の者を含む。

3．平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成22年度及び平成23年度は61歳までと62歳以降で、平成24年度から平成26年度は62歳までと63歳以降で大きな違いが見られる（表26）。

**表26 厚生年金保険 老齢年金受給権者状況の推移（女子）**

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成22年度	16.1	22.4	23.8	24.9	20.0	346.8
23	15.0	20.4	23.2	24.3	25.3	360.6
24	13.7	18.9	20.9	23.7	24.7	380.1
25	12.2	17.2	19.4	21.5	24.0	398.7
26	10.9	15.2	17.5	19.8	21.8	416.5

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成22年度	46,733	47,035	98,422	96,132	92,533	111,670
23	47,235	47,634	99,438	97,508	94,136	110,945
24	48,864	48,277	47,940	98,151	94,982	110,655
25	49,532	49,541	48,210	96,204	94,958	109,314
26	50,360	50,323	49,672	96,204	95,180	108,384

注1．新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2．「60歳」には60歳未満の者を含む。

3．平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

表27は厚生年金保険の老齢年金受給権者の給付状況の推移を示したものである。平成26年度末における受給権者数は1,542万人、その平均年金月額は14万5千円となっており、前年度末と比べると、受給権者数は19万人の増加、平均年金月額は1千円の減少となっている。

表27 厚生年金保険 老齢年金の受給権者数及び平均年金月額の推移

(年度末現在)

年 度	合 計		旧法厚生年金保険 老齢年金		旧法船員保険 老齢年金		新法厚生年金保険 老齢厚生年金 (老齢相当)		旧共済組合 退職年金・ 退職共済年金 (退年相当)	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円
平成16年度	11,167	165 (156)	1,783	158 (156)	40	236	8,837	165 (154)	506	179
17	11,523	165 (156)	1,662	157 (155)	38	237	9,336	165 (155)	488	177
18	11,984	162 (154)	1,546	156 (153)	35	237	9,934	162 (153)	470	175
19	12,596	158 (149)	1,431	155 (152)	33	238	10,681	157 (147)	452	173
20	13,236	155 (146)	1,317	154 (151)	30	239	11,455	155 (145)	433	172
21	13,854	153 (144)	1,211	153 (151)	28	240	12,201	153 (143)	415	171
22	14,413	150 (141)	1,094	151 (149)	25	240	12,900	149 (139)	394	169
23	14,840	149 (140)	983	149 (147)	23	240	13,461	149 (138)	374	167
24	15,233	148 (139)	877	147 (145)	20	240	13,982	148 (137)	353	179
25	15,230	146 (136)	777	144 (142)	18	238	14,102	145 (134)	333	176
26	15,422	145 (136)	684	141 (139)	16	237	14,410	144 (134)	313	174

注1. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

2. ( )内は、厚生年金基金代行分を含まない平均年金月額である。

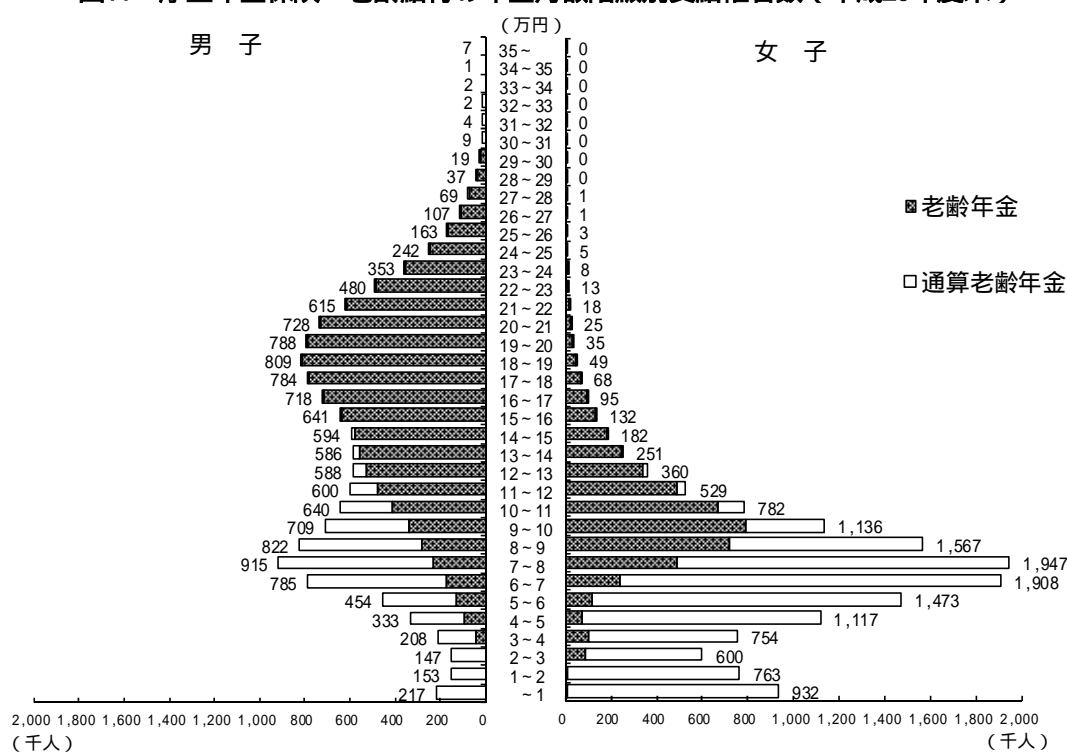
3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」としている。

4. 新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」としている。

### 年金月額階級別受給権者数

平成26年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが図11である。男子は、通算老齢年金を中心に7～8万円をピークとする山と、老齢年金の18～19万円をピークとする山に分かれているが、女子では7～8万円がピークとなっている。

図11 厚生年金保険 老齢給付の年金月額階級別受給権者数 (平成26年度末)



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

平成26年度末における厚生年金保険の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表28、図12である。男子は、15～20万円が男子全体の35.8%を占めており、より詳細にみると18～19万円をピークとする山型となっている。女子は、5～10万円が47.1%と半数近くを占めており、より詳細にみると9～10万円をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。

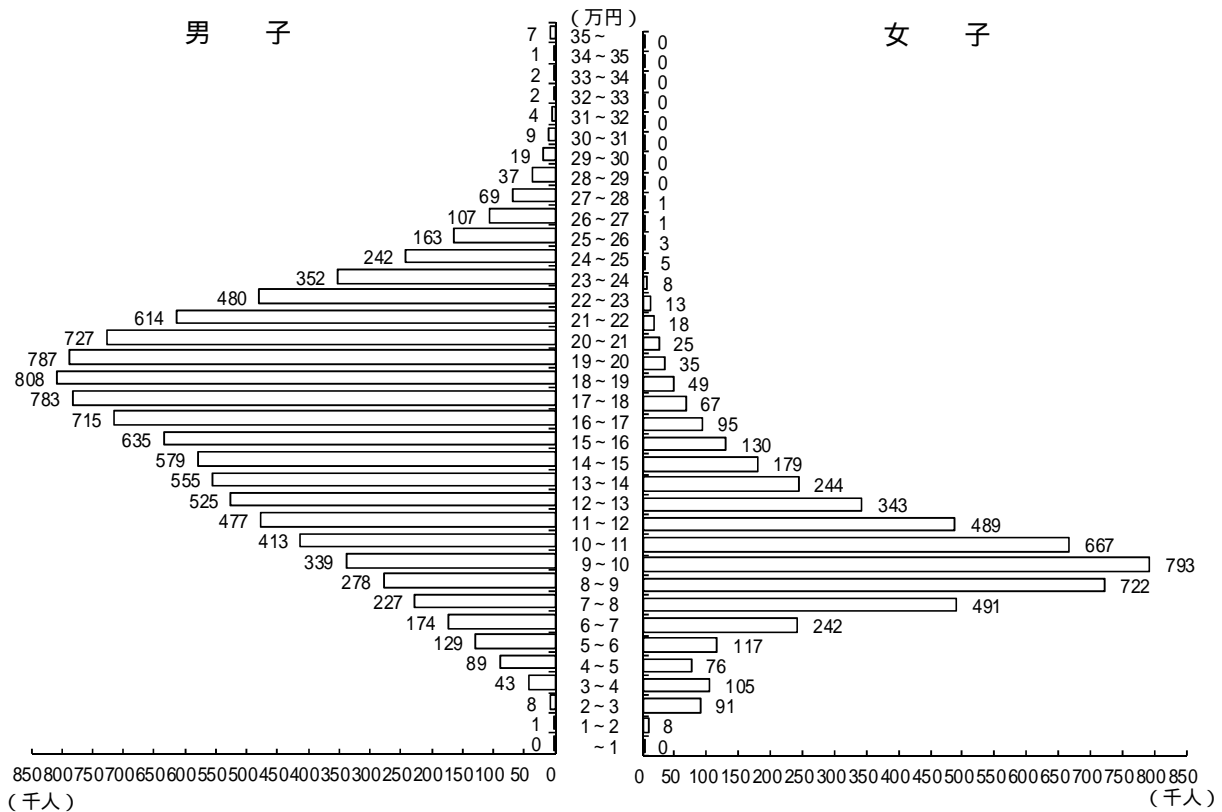
表28 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成26年度末）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	15,422	100.0	10,404	100.0	5,018	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	422	2.7	142	1.4	281	5.6
5 ～ 10	3,513	22.8	1,147	11.0	2,365	47.1
10 ～ 15	4,472	29.0	2,550	24.5	1,922	38.3
15 ～ 20	4,104	26.6	3,729	35.8	376	7.5
20 ～ 25	2,486	16.1	2,416	23.2	69	1.4
25 ～ 30	399	2.6	394	3.8	5	0.1
30 ～	26	0.2	26	0.2	0	0.0
平均年金月額（円）	144,886		165,450		102,252	

注1．年金月額には、基礎年金月額を含む。

2．新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

図12 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成26年度末）



平成26年度に新規裁定された厚生年金保険の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表29、図13である。男子は、月額5～10万円が49.5%を占めているが、より詳細にみると9～10万円をピークとする山型となっている。女子は、月額5万円未満が55.5%を占めており、より詳細にみると3～4万円をピークとして、おおむね年金月額が高くなるにつれて受給権者数が少なくなっている。

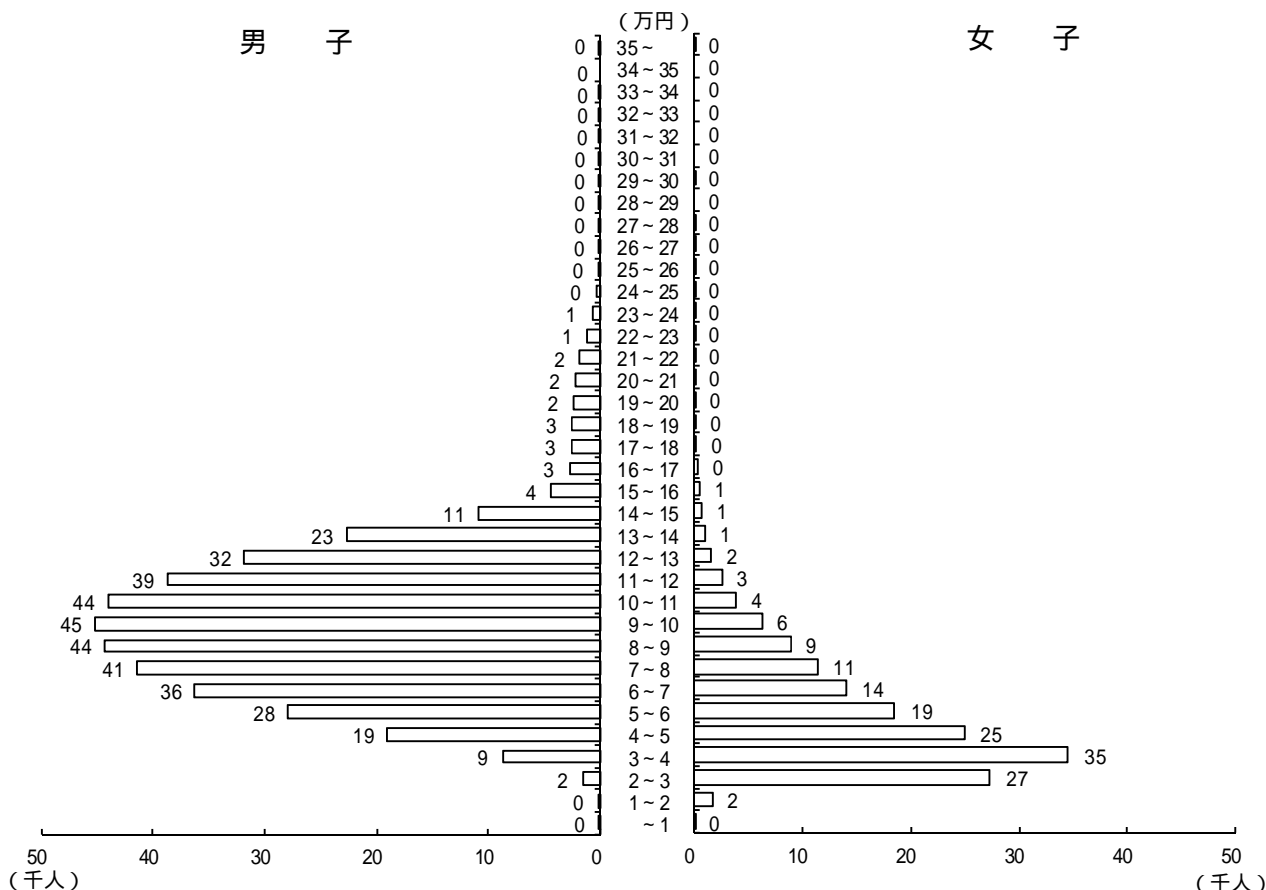
表29 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成26年度新規裁定）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	554	100.0	395	100.0	160	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	118	21.3	29	7.5	89	55.5
5 ～ 10	254	45.9	195	49.5	59	37.1
10 ～ 15	158	28.6	148	37.6	10	6.3
15 ～ 20	16	2.9	15	3.7	2	0.9
20 ～ 25	6	1.2	6	1.6	0	0.1
25 ～ 30	0	0.1	0	0.1	0	0.0
30 ～	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平均年金月額（円）	84,202		96,344		54,174	

注1．年金月額には、基礎年金月額を含む。

2．新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

図13 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成26年度新規裁定）





## 雇用保険

平成26年度末における失業給付との調整に該当する受給権者数は5万3千人、総停止年金額は343億円、平均停止月額額は5万4千円となっている。高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は31万人、停止総額は391億円、平均停止月額額は1万1千円となっている（表30）。

表30 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整状況の推移

【失業給付】

（年度末現在）

年 度	件 数			総停止年金額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円
平成22年度	78,311	65,135	13,176	64,592,274	61,471,216	3,121,058	68,735	78,646	19,740
23	78,622	63,564	15,058	65,743,544	61,995,654	3,747,890	69,683	81,277	20,741
24	68,582	55,391	13,191	55,282,812	52,364,740	2,918,072	67,174	78,780	18,435
25	58,449	42,179	16,270	38,385,883	34,929,369	3,456,514	54,728	69,010	17,704
26	53,088	36,938	16,150	34,261,845	30,782,838	3,479,007	53,782	69,447	17,952

【高年齢雇用継続給付】

（年度末現在）

年 度	件 数			高年齢雇用継続給付による停止総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円
平成22年度	345,023	336,177	8,846	42,375,893	41,593,250	782,644	10,235	10,310	7,373
23	365,007	355,440	9,567	46,588,058	45,714,392	873,666	10,636	10,718	7,610
24	360,777	351,156	9,621	46,041,600	45,152,211	889,389	10,635	10,715	7,704
25	339,570	329,945	9,625	43,145,970	42,257,765	888,204	10,588	10,673	7,690
26	309,008	299,633	9,375	39,090,903	38,217,147	873,755	10,542	10,629	7,767

## 離婚等に伴う年金分割の状況

表31は厚生年金保険における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数の推移を示したものである。平成26年度に分割された件数は2万2千件で、前年度と比べ1千件増加している。分割件数のうち、3号分割のみの件数は2千5百件で、前年度と比べ6百件増加している。

表31 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総数(件)	【参考】	
		離婚分割	3号分割のみ
平成22年度	18,674	18,282	392
23	18,231	17,462	769
24	19,361	18,252	1,109
25	21,519	19,663	1,856
26	22,468	19,980	2,488

- 注1．離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。  
 2．3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中(平成20年4月以後)の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。  
 3．離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。  
 4．離婚件数は、「人口動態統計速報(平成27年3月分)」(厚生労働省大臣官房統計情報部)による年度累計である。

### <離婚分割に係る状況>

図14は平成26年度における離婚分割者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者(第1号改定者)、納付記録の分割を受けた者(第2号改定者)共に40~44歳の割合が最も高くなっている。

図14 離婚分割者の年齢構成(平成26年度)

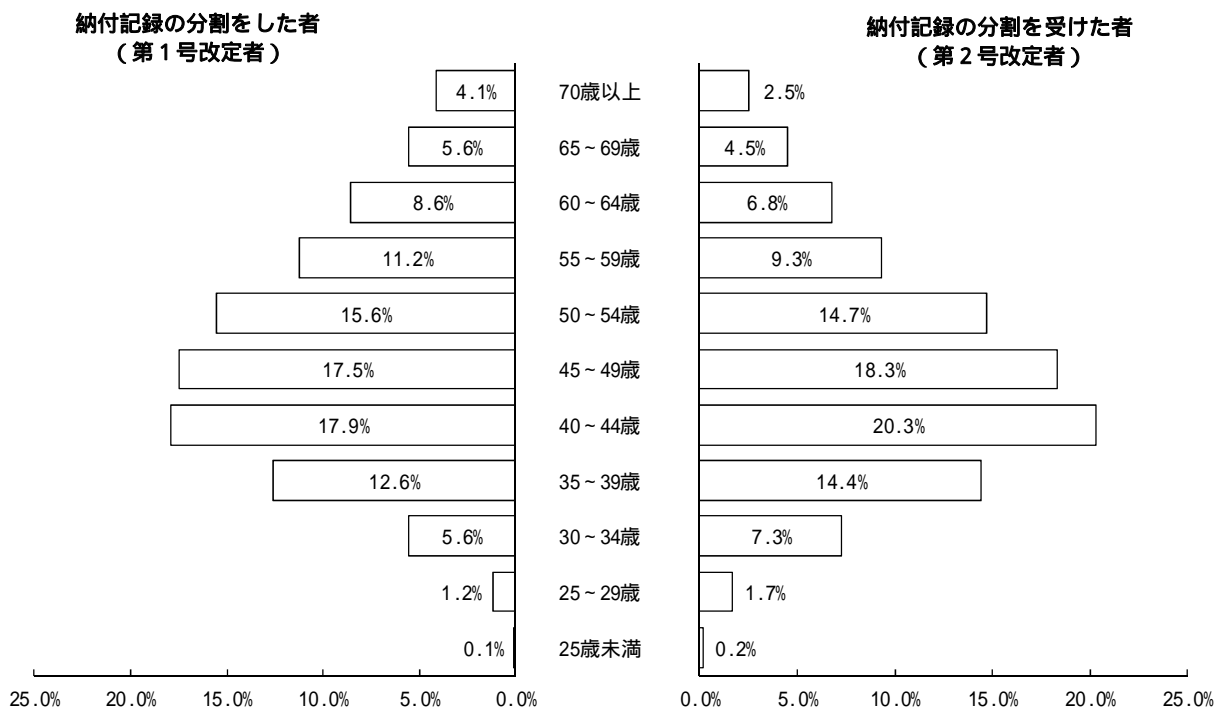


表32は離婚分割の分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。平成26年度では15～20年の割合が18.4%と最も高くなっている。

表32 離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移

(単位：%)

	分割対象期間								
	以上 未満～5年	5年 ～10年	10年 ～15年	15年 ～20年	20年 ～25年	25年 ～30年	30年 ～35年	35年 ～40年	40年～
平成22年度	4.0	12.7	17.1	17.5	15.5	12.9	8.7	6.8	4.8
23	3.8	13.8	18.5	17.7	14.5	12.8	7.8	6.5	4.7
24	2.9	13.0	18.0	17.7	15.7	13.0	8.4	6.0	5.2
25	2.5	12.8	18.1	18.3	15.9	13.1	7.9	5.5	5.9
26	2.9	12.3	18.2	18.4	16.5	12.8	8.1	4.9	5.9

注．3号分割に係る期間を含まない。

表33は離婚分割の按分割合別件数割合の推移を示したものである。按分割合は50%が96.4%とほとんどを占めている。

表33 離婚分割 按分割合別件数割合の推移

(単位：%)

	按分割合					
	以上 未満～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
平成22年度	0.0	0.1	0.6	1.7	3.0	94.5
23	0.0	0.1	0.6	1.7	2.5	95.1
24	0.0	0.2	0.6	1.6	2.5	95.2
25	0.0	0.1	0.4	1.4	2.4	95.7
26	0.0	0.1	0.4	1.2	1.9	96.4

注．3号分割に係る期間を含まない。

表34は受給権者である離婚分割者の分割改定前後の平均年金額等の推移を示したものである。平成26年度では第1号改定者においては改定前13万9千円、改定後11万円、第2号改定者においては改定前5万2千円、改定後8万3千円となっており、変動差はそれぞれ3万円と3万1千円となっている。

表34 離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金額等の推移

	第1号改定者				第2号改定者			
	件数 (人)	平均年金額(円)			件数 (人)	平均年金額(円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成22年度	3,354	144,425	110,896	33,529	2,336	46,054	79,679	33,625
23	3,068	140,756	108,795	31,961	2,112	44,620	77,134	32,513
24	3,486	141,503	110,967	30,536	2,432	48,241	79,595	31,354
25	3,524	141,176	110,733	30,444	2,619	49,833	80,856	31,022
26	3,201	139,424	109,785	29,640	2,515	51,528	82,622	31,094

注．平均年金額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。

< 3号分割のみの年金分割に係る状況 >

図15は平成26年度における3号分割のみ改定者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（特定被保険者）、納付記録の分割を受けた者（被扶養配偶者）ともに30～34歳の割合が最も高くなっている。

図15 3号分割のみ改定者の年齢構成（平成26年度）

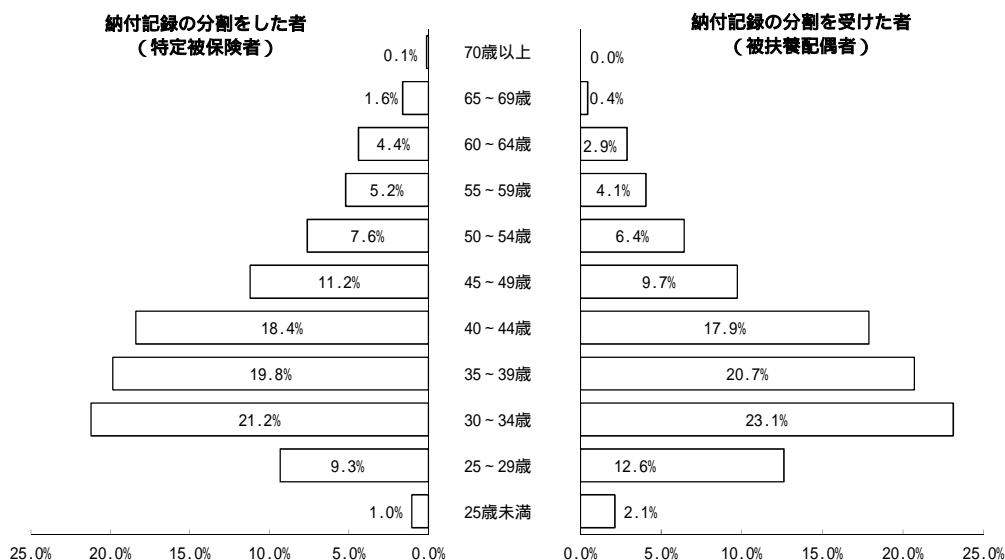


表35は3号分割のみの分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。平成26年度では4～5年（23.6%）の割合が最も高くなっている。

表35 3号分割のみ 分割対象期間別件数割合の推移

（単位：％）

	分割対象期間						
	以上 未満	1年 ～1年	2年 ～2年	3年 ～3年	4年 ～4年	5年 ～5年	6年 ～6年
平成22年度	24.5	36.2	39.3	.	.	.	.
23	9.9	29.5	35.0	25.6	.	.	.
24	6.4	17.5	27.8	28.0	20.3	.	.
25	5.6	11.1	18.2	25.8	22.1	17.1	.
26	5.2	10.0	13.3	16.0	23.6	19.0	13.0

表36は受給権者である3号分割のみ者の分割改定前後の平均年金月額等の推移を示したものである。平成26年度においては、男子は改定前11万4千円、改定後10万9千円、女子は改定前2万5千円、改定後2万8千円となっている。

表36 3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男子				女子			
	件数 (人)	平均年金月額(円)			件数 (人)	平均年金月額(円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成22年度	15	90,311	89,261	1,050	10	17,067	17,879	812
23	28	91,199	88,731	2,468	13	18,650	20,574	1,924
24	53	115,413	112,690	2,723	24	10,756	13,099	2,343
25	65	103,490	99,090	4,401	37	20,321	23,038	2,717
26	86	113,849	108,514	5,335	58	24,631	28,272	3,641

注：平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

#### (4) 収支状況

厚生年金保険の実質的な収支状況の推移を示したものが表37及び図16である。

平成26年度における収入のうち、保険料収入は26兆3,196億円、国庫負担（一般会計からの受入）は8兆7,690億円となっている。

基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が40兆4,902億円、実質的な支出総額が38兆7,139億円となっており、収支差引残は1兆7,763億円の超過となっている。

表37 厚生年金保険の実質的な収支状況の推移

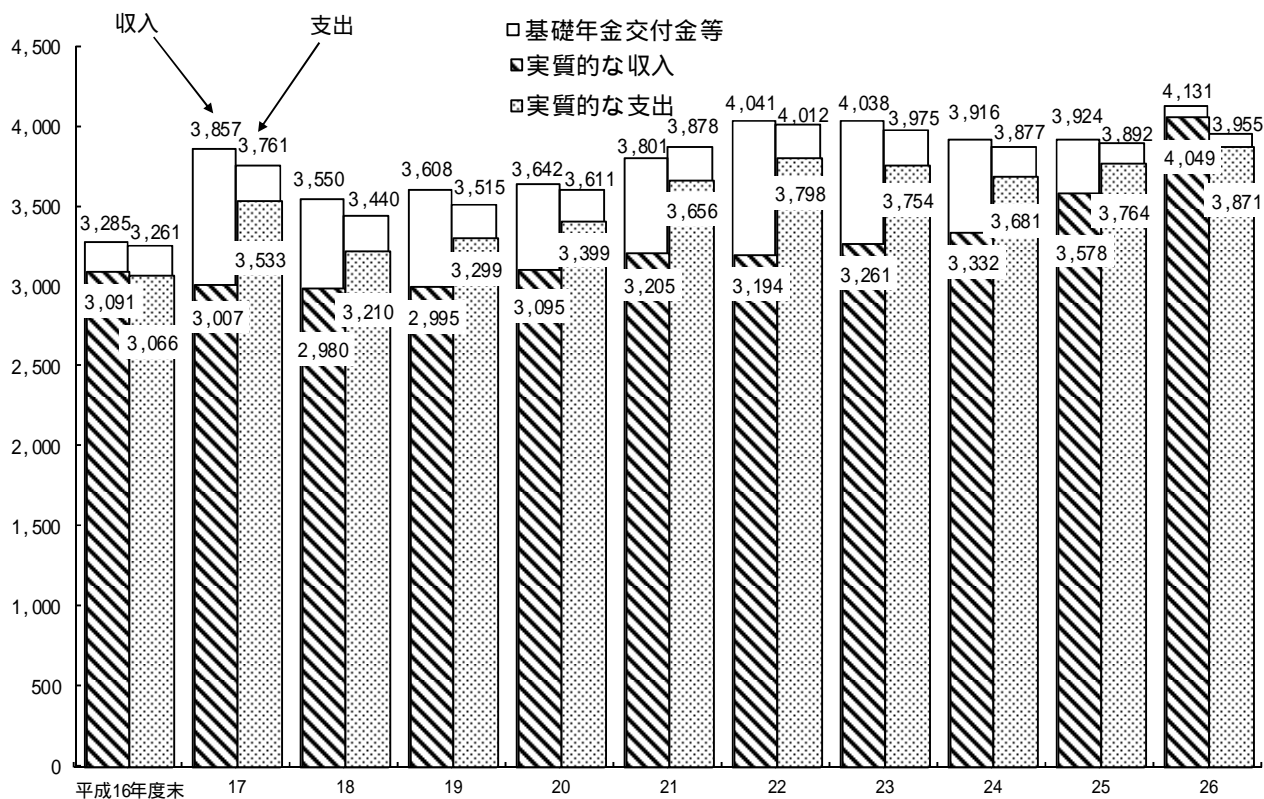
（単位：億円）

	収入合計 （実質）	（再掲）		支出合計 （実質）	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成22年度	319,356	227,252	84,326	379,804	60,448
23	326,080	234,699	84,992	375,420	49,341
24	333,206	241,549	80,583	368,115	34,909
25	357,754	250,472	83,058	376,371	18,617
26	404,902	263,196	87,690	387,139	17,763

注：収入（支出）合計は、決算における収入（支出）から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

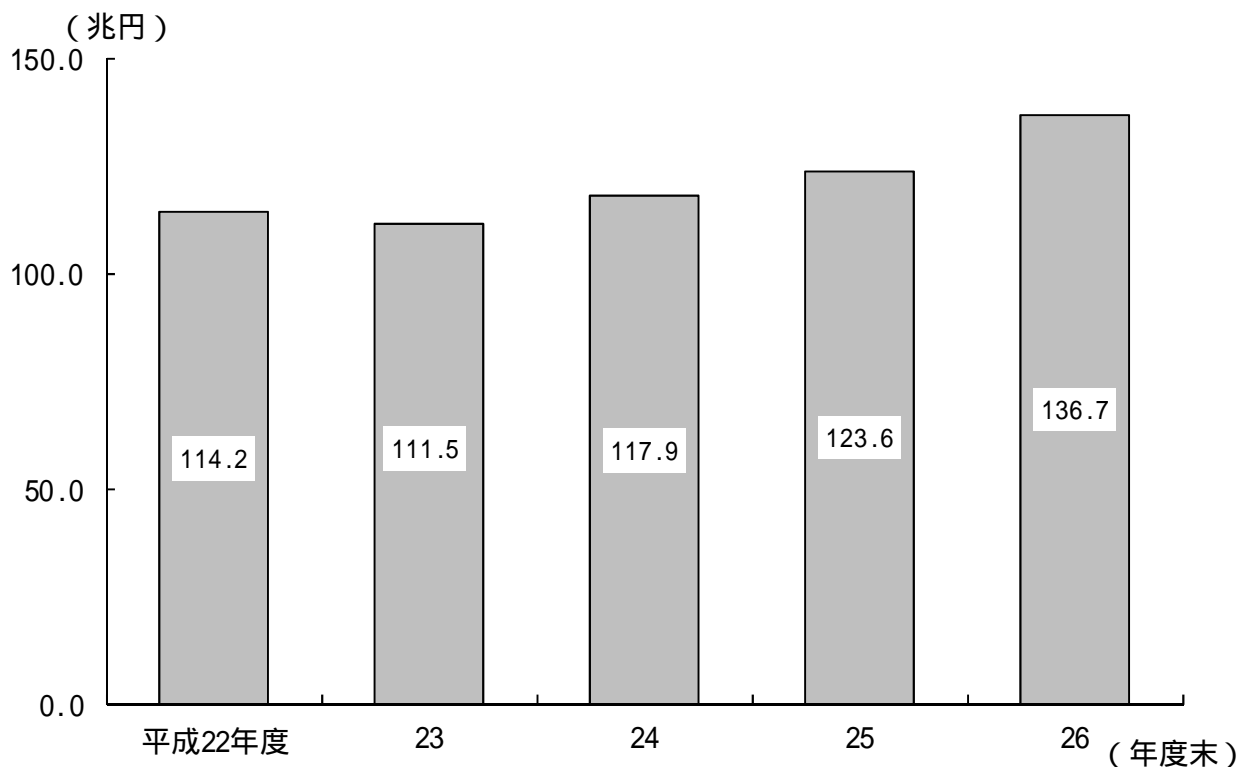
図16 厚生年金保険 収支状況の推移

（百億円）



平成26年度末の時価ベースの厚生年金保険の積立金残高は、136兆7千億円となり、前年度末から13兆1千億円の増加となっている（図17）。

図17 厚生年金保険の積立金の推移（年金特別会計厚生年金勘定）（時価ベース）



注1．年金積立金は、年金特別会計で管理する積立金等一部を除き、厚生労働大臣が直接、年金積立金管理運用独立行政法人に寄託して管理運用する仕組みとなっている。

2．年金積立金全体に係る運用実績（収益率）は、平成22年度 0.26%、平成23年度2.17%、平成24年度9.57%、平成25年度8.22%、平成26年度11.61%である。

（出所：「平成26年度 年金積立金運用報告書」）

## 4. 国民年金

### (1) 被保険者の状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

#### 被保険者数

平成26年度末における第2号被保険者を除く被保険者数は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）が1,742万人（男子896万人、女子846万人）、第3号被保険者が932万人（男子11万人、女子921万人）となっている。

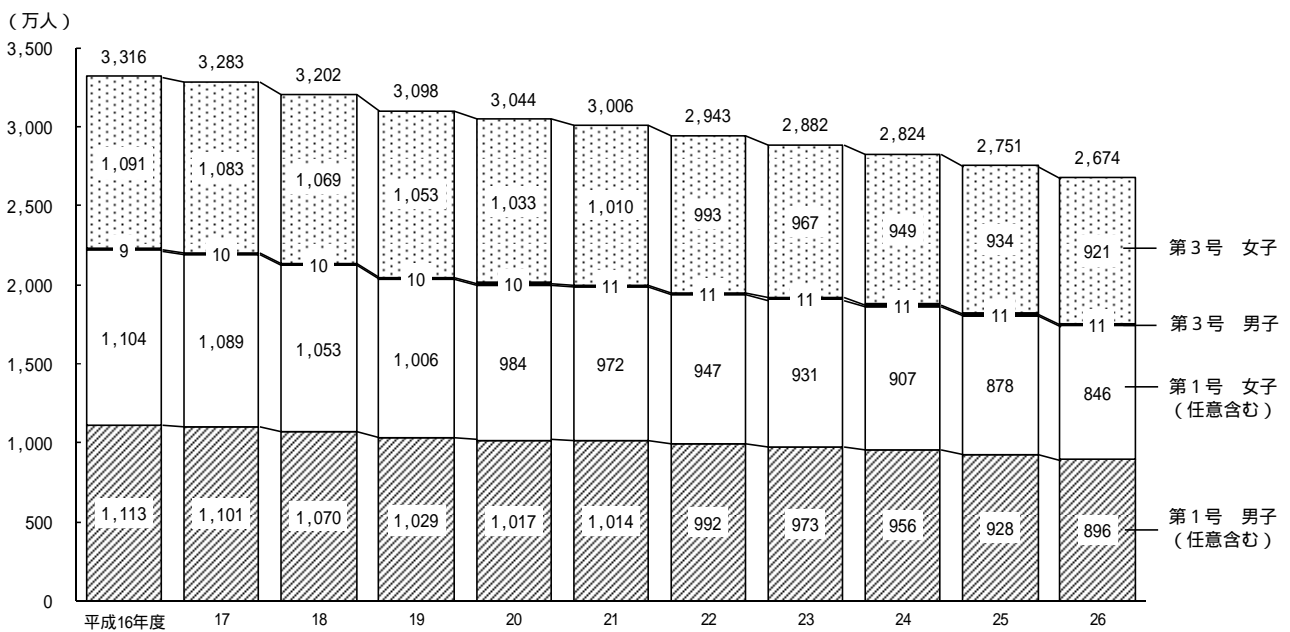
被保険者数を前年度末と比較すると、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）は63万人、第3号被保険者は13万人の減少となっている（表38、図18）。

表38 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	第1号被保険者 （任意加入被保険者を含む）									第3号被保険者		
	第1号被保険者			任意加入被保険者								
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
平成16年度	22,170	11,133	11,036	21,828	11,040	10,788	342	93	249	10,993	88	10,905
17	21,903	11,010	10,893	21,576	10,920	10,656	327	90	237	10,922	96	10,827
18	21,230	10,696	10,535	20,911	10,606	10,305	320	90	230	10,789	99	10,690
19	20,354	10,292	10,062	20,015	10,194	9,821	339	98	241	10,628	100	10,528
20	20,007	10,170	9,837	19,661	10,068	9,593	346	102	244	10,436	104	10,333
21	19,851	10,135	9,716	19,507	10,030	9,477	344	105	239	10,209	110	10,099
22	19,382	9,915	9,467	19,038	9,808	9,230	345	107	237	10,046	114	9,932
23	19,044	9,730	9,314	18,717	9,624	9,093	327	106	222	9,778	111	9,667
24	18,637	9,563	9,075	18,344	9,466	8,878	294	97	197	9,602	112	9,490
25	18,054	9,275	8,779	17,788	9,186	8,602	266	89	177	9,454	111	9,343
26	17,420	8,962	8,458	17,175	8,878	8,297	245	84	161	9,319	109	9,210

図18 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移



平成26年度末における保険料全額免除者数は602万人（法定免除者数134万人、申請全額免除者数245万人、学生納付特例者数178万人、若年者納付猶予者数44万人）となり、第1号被保険者数（任意加入被保険者を含まない）に占める割合は35.1%（法定免除7.8%、申請全額免除14.3%、学生納付特例10.4%、若年者納付猶予2.6%）で、前年度末と比較して1.0ポイント上昇している。

また、保険料申請一部免除者数は61万人で、前年度末に比べて3万人増加している。第1号被保険者数（任意加入被保険者を含まない）に占める割合は3.6%で、前年度末に比べて0.3ポイント上昇している（表39、図19）。

表39 国民年金 保険料全額免除者数、申請一部免除者数の推移

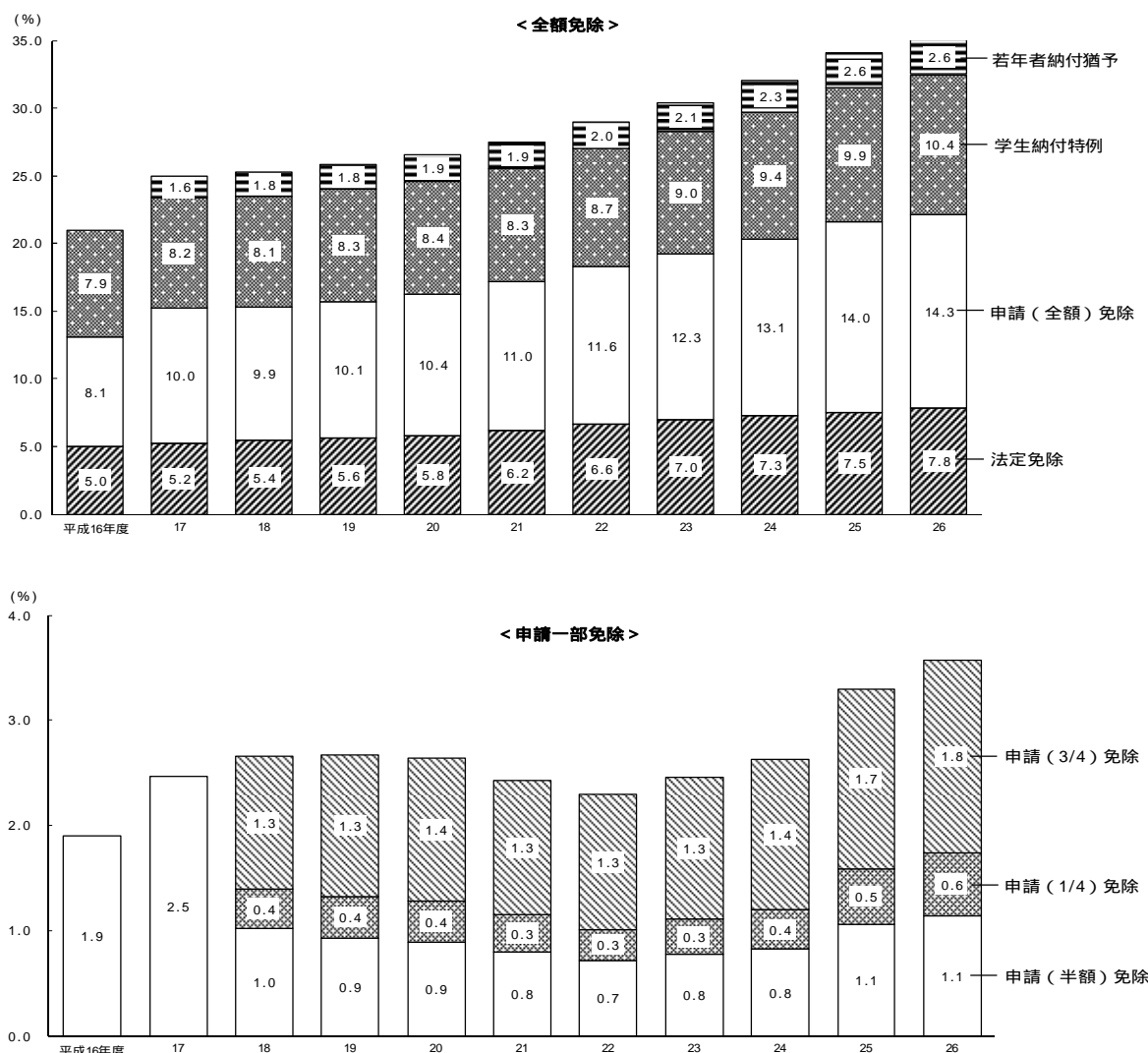
（年度末現在）

年 度	保険料全額免除者数（千人）					全額免除割合（％）					保険料申請一部免除者数（千人）				
	合 計	法定免除	申請（全額）免除	学生納付特例	若年者納付猶予	合 計	法定免除	申請（全額）免除	学生納付特例	若年者納付猶予	合 計	申請一部免除割合（％）	申請（3/4）免除	申請（半額）免除	申請（1/4）免除
平成16年度	4,582	1,093	1,762	1,728	・	21.0	5.0	8.1	7.9	・	414	1.9	・	414	・
17	5,383	1,126	2,156	1,760	341	24.9	5.2	10.0	8.2	1.6	533	2.5	・	533	・
18	5,281	1,135	2,069	1,703	373	25.3	5.4	9.9	8.1	1.8	556	2.7	264	213	79
19	5,173	1,129	2,017	1,657	369	25.8	5.6	10.1	8.3	1.8	535	2.7	270	187	78
20	5,209	1,144	2,043	1,651	371	26.5	5.8	10.4	8.4	1.9	518	2.6	267	175	77
21	5,350	1,203	2,146	1,627	374	27.4	6.2	11.0	8.3	1.9	474	2.4	250	156	67
22	5,513	1,263	2,215	1,659	376	29.0	6.6	11.6	8.7	2.0	436	2.3	243	137	56
23	5,684	1,306	2,300	1,685	393	30.4	7.0	12.3	9.0	2.1	460	2.5	253	145	62
24	5,870	1,336	2,394	1,718	421	32.0	7.3	13.1	9.4	2.3	482	2.6	262	151	69
25	6,059	1,341	2,495	1,764	460	34.1	7.5	14.0	9.9	2.6	587	3.3	304	188	95
26	6,020	1,344	2,453	1,779	444	35.1	7.8	14.3	10.4	2.6	614	3.6	314	196	103

注1．全額免除割合とは、保険料全額免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない）に占める割合である。

注2．申請一部免除割合とは、申請（3/4、半額及び1/4）免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない）に占める割合である。

図19 国民年金 保険料免除割合の推移





### 資格取得の状況

平成26年度の資格取得者数の第1号被保険者数に対する割合は28.7%となっている。第1号被保険者の資格取得者においては、第2号被保険者から第1号被保険者となる者が引き続き多い傾向にある（表40）。

表40 国民年金 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数の推移

（単位：万人）

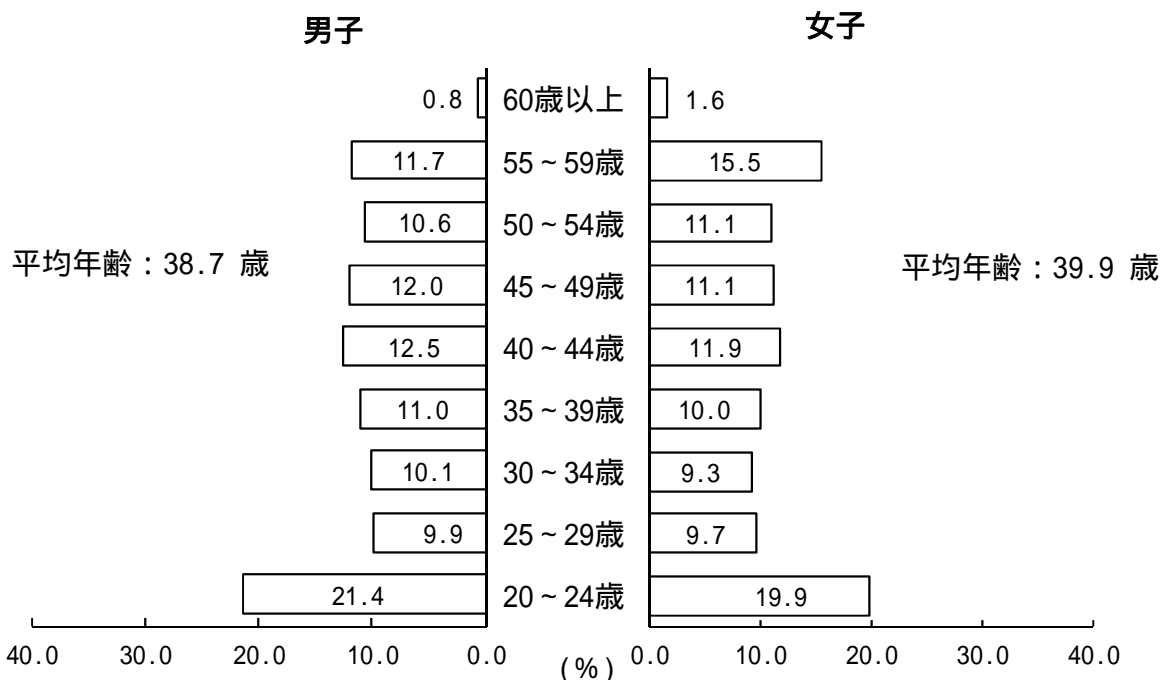
	第1号被保険者数 (任意加入含む) (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)				
				第2号からの 移行者等	第3号からの 移行者	20歳到達者	手帳送付者	資格取得 届出者
平成22年度	1,938	464	23.9	283	65	105	55	50
23	1,904	472	24.8	282	77	106	57	49
24	1,864	480	25.8	302	66	104	56	49
25	1,805	505	27.9	323	80	103	53	50
26	1,742	500	28.7	328	60	106	54	52

- 注1．資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。  
 2．「割合(%)」は、各年度末時点における第1号被保険者数(任意加入被保険者数を含む)に対するものである。

### 年齢構成

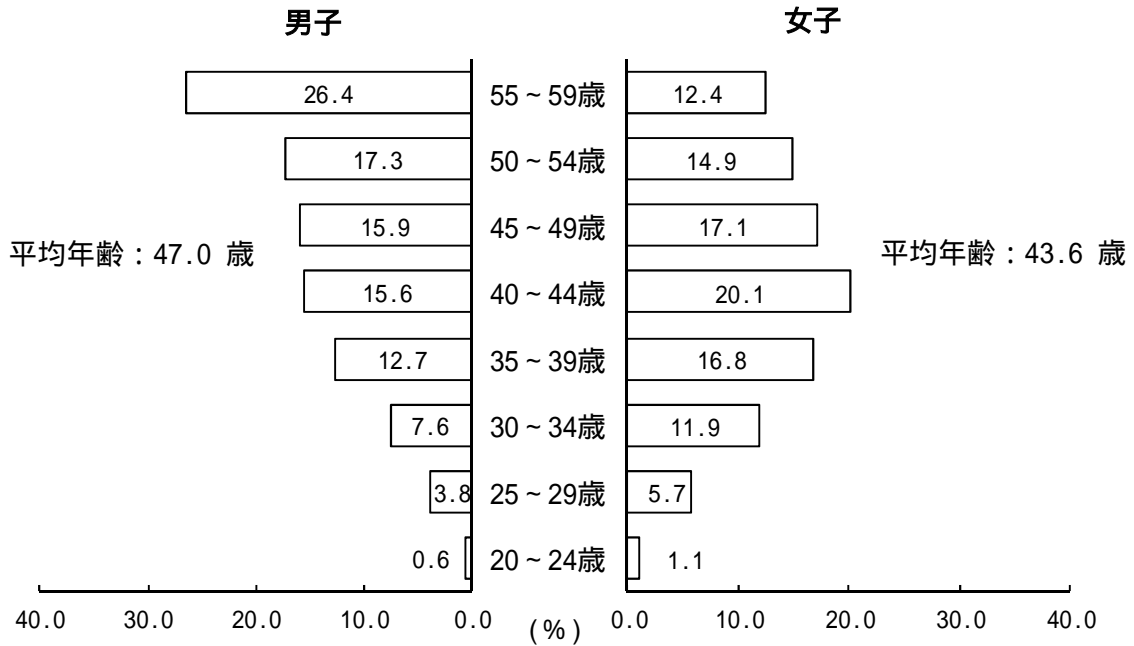
平成26年度末の国民年金被保険者の年齢構成をみると、第1号被保険者では、男女共に20～24歳の割合が最も高く、次いで男子は40～44歳、女子は55～59歳の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は40～44歳の割合が高くなっている。第1号被保険者の平均年齢は、男子は38.7歳、女子は39.9歳となっている（図20、図21）。

図20 国民年金 第1号被保険者の年齢構成（平成26年度末）



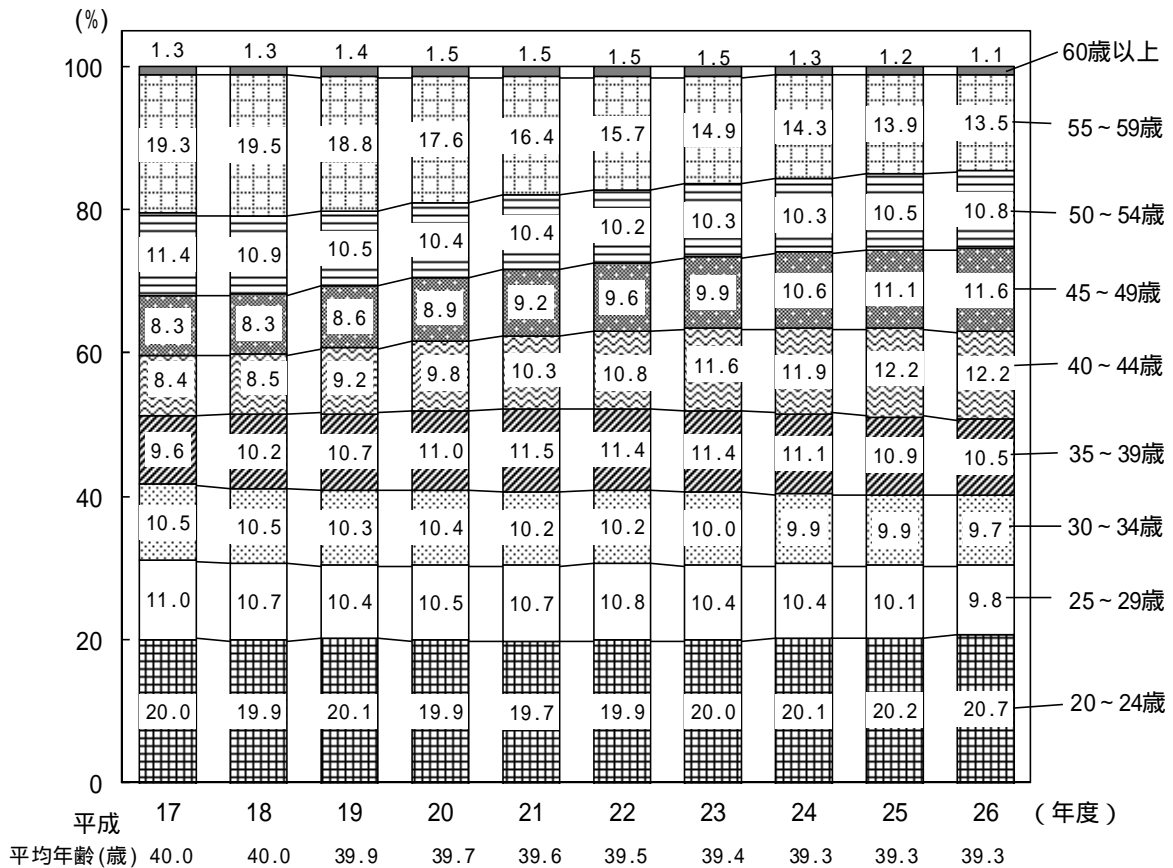
注．国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

図21 国民年金 第3号被保険者の年齢構成（平成26年度末）



第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）の年齢構成の推移をみると、いずれの年度でも20～24歳の割合が最も高く、次に55～59歳の割合が高くなっている（図22）。

図22 国民年金 第1号被保険者の年齢構成の推移



注1．国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。  
 2．抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

### 保険料の納付状況

平成26年度中に納付された現年度分保険料の納付状況は、納付対象月数が前年度から830万月分（5.7%）の減少、納付月数が前年度に比べ210万月分（2.4%）の減少となった結果、納付率は63.1%となり、前年度の60.9%から2.2ポイントの上昇となっている。

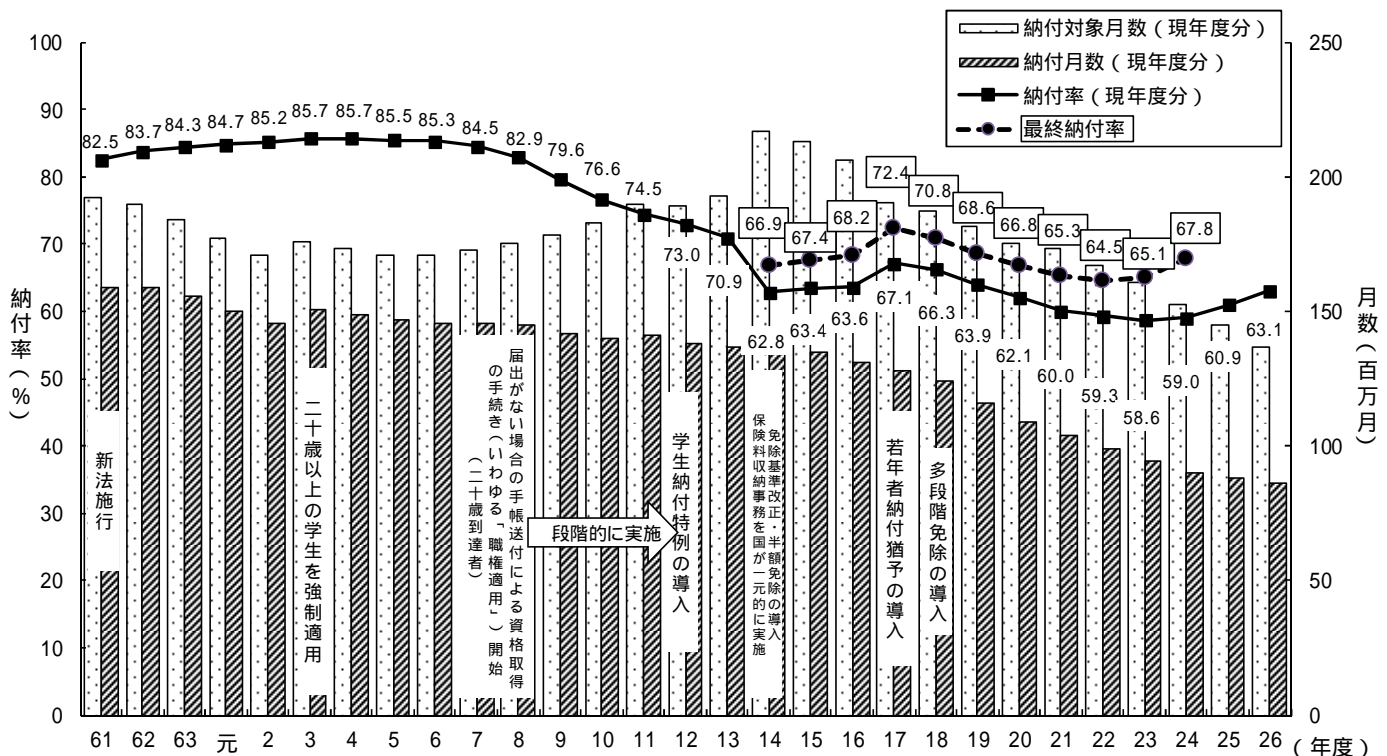
また、平成26年度までに過年度分として納付された保険料を加えた平成24年度分の最終納付率は67.8%となっている（表41、図23）。

表41 国民年金 納付対象月数及び納付月数の推移（現年度分）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
納付対象月数	16,679 ( 3.6)	16,042 ( 3.8)	15,274 ( 4.8)	14,481 ( 5.2)	13,651 ( 5.7)
納付月数	9,893 ( 4.7)	9,407 ( 4.9)	9,010 ( 4.2)	8,817 ( 2.1)	8,607 ( 2.4)

注：納付対象月数及び納付月数の（ ）内数値は、対前年度比（%）である。

図23 国民年金 納付率等の推移



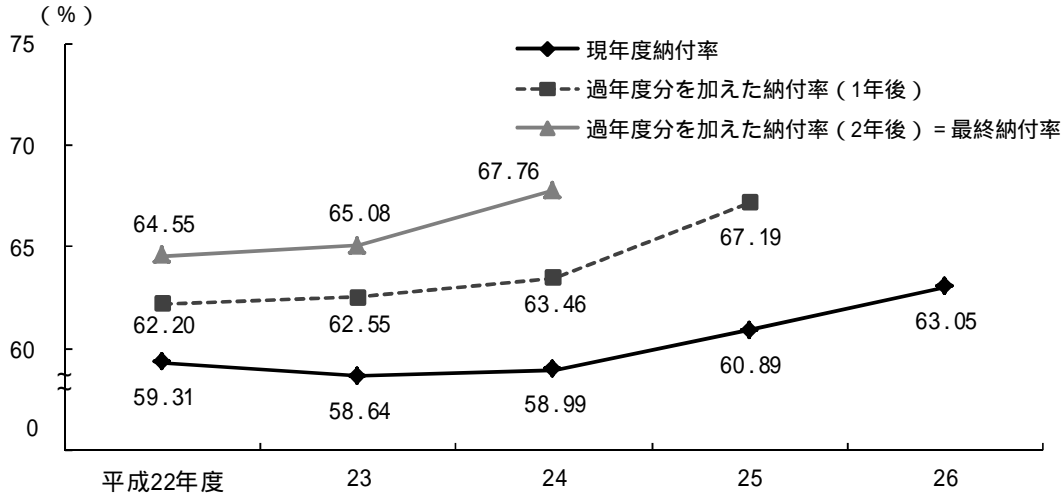
注1. 「納付率」とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数及び若年者納付猶予月数を含まない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

2. 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率であるが、平成13年度以前については把握していない。

過年度分保険料を加えた納付率の年度推移は、平成24年度分保険料については67.76%、平成25年度分保険料については67.19%となり、前年度末現在における納付率と比較して、それぞれ4.30ポイントの伸び、6.30ポイントの伸びとなっている（図24）。

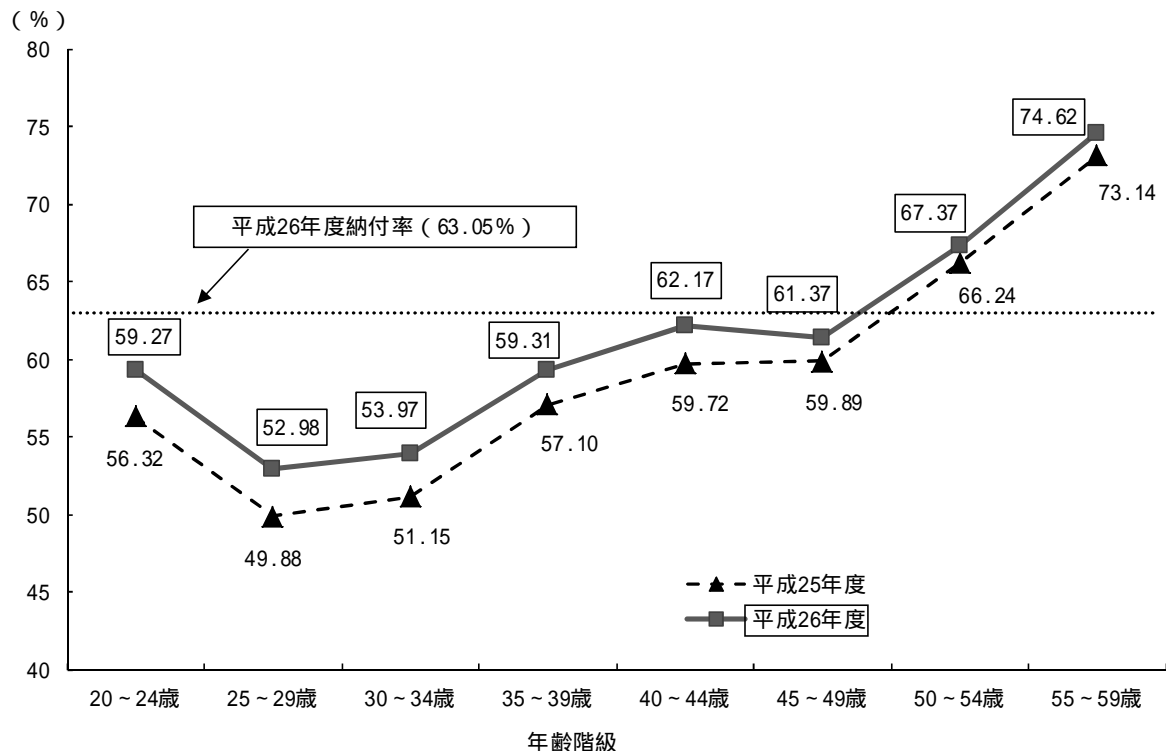
図24 国民年金納付率の推移



- 注1 .各年度における「現年度納付率」とは、当該年度中に納付された当該年度分保険料の納付率である。納付率とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。
- 2 .保険料は過去2年分の納付が可能であり（過年度納付）、各年度における「過年度分を加えた納付率（1年後）」とは翌年度までに、「過年度分を加えた納付率（2年後）」とは翌々年度までに納付された当該年度分保険料の納付率である。

平成26年度の納付率を5歳階級別にみると、前年度と比較してすべての年齢階級において納付率が上昇している（図25）。

図25 国民年金納付率（現年度分）の年齢階級別状況



## 納付率の変化要因

平成26年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化を被保険者属性別にみると、図26のとおりとなっている。

納付対象月数が全体の約7割を占める、「2年間引き続き第1号被保険者であって、両年度とも納付対象月のある者」の平成26年度の納付率は64.95%となっており、前年度と比べて1.84ポイント上昇している。

「25年度は全額免除で、26年度は納付対象月がある者」や「20歳に到達した者」のうち「手帳送付者」の納付率は低くなっている。

図26 国民年金 被保険者属性別の納付率（現年度分）の変化

平成25年度の状況（納付率 60.89%）

平成26年度の状況（納付率 63.05%）

1号資格喪失者	25年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 76.84%（納付対象月 273万月）	平成25年度のみ 納付対象月がある者			
	その他平成25年度中に資格喪失した者 納付率 59.88%（納付対象月 1,290万月）				
25年度は納付対象月があり、26年度は全額免除の者	申請全額免除者 納付率 13.79%（納付対象月 286万月）				
	学生納付特例者等 納付率 16.74%（納付対象月 275万月）				
両年度とも納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 63.11%（納付対象月 9,918万月）	平成26年度のみ 納付対象月がある者	⇒	両年度とも 納付対象月 がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 64.95%（納付対象月 9,884万月）
	26年度中に60歳に到達した者 納付率 77.66%（納付対象月 471万月）				26年度中に60歳に到達した者 納付率 81.07%（納付対象月 262万月）
	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 57.14%（納付対象月 1,967万月）				その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 62.47%（納付対象月 1,812万月）
	25年度は全額免除で、26年度は納付対象月がある者				申請全額免除者 納付率 33.81%（納付対象月 242万月） 学生納付特例者等 納付率 47.07%（納付対象月 247万月）
				新規資格取得者	20歳に到達した者 手帳送付者 納付率 27.67%（納付対象月 123万月） それ以外の者 納付率 84.53%（納付対象月 100万月）
					2号からの移行者等 納付率 59.96%（納付対象月 593万月）
					3号からの移行者 納付率 75.35%（納付対象月 165万月）
					その他 納付率 21.14%（納付対象月 224万月）

注。「20歳に到達した者」のうち、「手帳送付者」とは、加入届が未届である者に対して、年金手帳送付による資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）をした者であり、「それ以外の者」とは、自ら届出を行い被保険者となった者である。

平成26年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化+2.17ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、表42のとおりとなっている。

2年間引き続き第1号被保険者である者による影響 …… +1.42ポイント  
 26年度中に60歳に到達した者による影響 …… 0.16ポイント  
 その他この2年間に資格喪失や再取得した者等による影響 …… +0.72ポイント

表42 国民年金 納付率（現年度分）の変化に対する被保険者属性別影響

				納付対象月数の変化による影響度	納付率の変化による影響度	影響度 +
合 計				0.06	2.11	2.17
被 保 険 者 属 性	平成25年度のみ 納付対象月がある者	1号資格喪失者	25年度中に60歳に到達した者	0.30	・	0.30
			その他25年度中に資格喪失した者	0.09	・	0.09
		25年度は納付対象月があり、 26年度は全額免除の者	申請全額免除者	0.93	・	0.93
			学生納付特例者等	0.84	・	0.84
	両年度とも 納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者		0.09	1.33	1.42
		26年度中に60歳に到達した者		0.22	0.07	0.16
		その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等）		0.01	0.71	0.72
	平成26年度のみ 納付対象月がある者	25年度は全額免除で、 26年度は納付対象月がある者	申請全額免除者	0.48	・	0.48
			学生納付特例者等	0.25	・	0.25
		新規資格取得者	20歳に到達した者	0.13	・	0.13
			2号からの移行者等	0.04	・	0.04
			3号からの移行者	0.17	・	0.17
			その他	0.65	・	0.65

注 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、平成26年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度）の変化（2.17ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

### 都道府県別の保険料納付状況

平成26年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率が高かった上位3県は、島根、新潟、富山となっている。反対に低かった下位3都府県は、沖縄、大阪、東京となっている。

前年度の納付率との変化に着目すると、全ての都道府県で上昇している。

納付率の上昇幅が大きかった上位3県は、奈良、福岡、沖縄となっている（表43）。

表43 国民年金 都道府県別納付率（現年度分）の変化

都道府県	平成25年度（現年度分）				平成26年度（現年度分）						全国の納付率の変化に対する影響度	
	対象月数 （万月）	納付月数 （万月）	納付率 （%）	順位	対象月数 （万月）	納付月数 （万月）	納付率 （%）	順位	納付率の変化			
									（%）	順位	（%）	順位
全 国	14,481	8,817	60.89		13,651	8,607	63.05		2.17		2.17	
北 海 道	564	341	60.36	33	523	326	62.30	36	1.94	33	0.07	9
青 森 県	153	91	59.81	36	139	87	62.25	37	2.44	15	0.03	26
岩 手 県	129	88	67.89	12	120	84	70.34	12	2.45	14	0.02	30
宮 城 県	262	158	60.34	34	244	153	62.66	34	2.32	25	0.04	15
秋 田 県	99	69	69.93	8	90	64	71.73	8	1.80	36	0.01	43
山 形 県	113	81	71.66	3	104	76	73.12	4	1.46	44	0.01	46
福 島 県	199	126	63.12	28	188	121	64.63	30	1.51	43	0.02	29
茨 城 県	382	222	58.25	43	359	217	60.64	42	2.39	22	0.06	11
栃 木 県	245	143	58.47	40	231	139	60.40	43	1.93	34	0.03	19
群 馬 県	244	154	62.96	29	226	149	66.02	27	3.06	5	0.05	12
埼 玉 県	936	533	56.91	45	889	527	59.30	44	2.39	20	0.15	3
千 葉 県	771	455	59.04	39	729	444	60.94	41	1.90	35	0.10	8
東 京 都	1,929	1,103	57.18	44	1,858	1,092	58.77	45	1.59	42	0.21	1
神 奈 川 県	1,133	674	59.53	38	1,071	663	61.89	39	2.36	23	0.18	2
新 潟 県	225	164	72.87	2	209	157	75.27	2	2.40	19	0.03	18
富 山 県	98	70	71.55	4	91	68	74.38	3	2.83	9	0.02	32
石 川 県	114	81	71.31	6	108	79	73.04	6	1.73	37	0.01	36
福 井 県	74	53	71.44	5	69	51	73.05	5	1.62	41	0.01	47
山 梨 県	102	68	66.67	17	95	65	68.36	19	1.69	39	0.01	40
長 野 県	230	158	68.97	10	216	154	71.27	9	2.30	26	0.04	17
岐 阜 県	233	163	70.04	7	219	157	71.77	7	1.73	38	0.03	23
静 岡 県	426	277	65.01	21	399	269	67.40	22	2.39	21	0.07	10
愛 知 県	848	549	64.72	22	809	541	66.87	24	2.15	28	0.13	5
三 重 県	195	134	68.61	11	184	130	70.59	11	1.97	31	0.03	25
滋 賀 県	142	95	67.06	16	133	93	69.46	14	2.40	17	0.02	28
京 都 府	283	183	64.52	24	271	178	65.70	28	1.18	46	0.02	27
大 阪 府	1,018	528	51.85	46	967	522	53.98	46	2.12	29	0.15	4
兵 庫 県	583	349	59.73	37	548	342	62.32	35	2.59	11	0.10	7
奈 良 県	151	98	65.43	19	138	95	69.25	16	3.82	1	0.04	16
和 歌 山 県	112	77	69.31	9	106	75	70.94	10	1.62	40	0.01	37
鳥 取 県	54	36	66.47	18	49	34	69.53	13	3.05	6	0.01	41
島 根 県	55	41	73.35	1	51	39	76.71	1	3.36	4	0.01	39
岡 山 県	177	113	64.11	27	167	111	66.35	25	2.24	27	0.03	22
広 島 県	278	182	65.20	20	261	176	67.60	20	2.40	18	0.05	13
山 口 県	125	84	67.25	15	118	81	69.26	15	2.01	30	0.02	33
徳 島 県	73	47	64.20	26	68	45	66.14	26	1.95	32	0.01	42
香 川 県	93	63	67.58	14	88	61	69.00	17	1.42	45	0.01	44
愛 媛 県	134	91	67.74	13	127	87	68.66	18	0.92	47	0.01	45
高 知 県	74	48	64.61	23	69	46	67.11	23	2.50	12	0.01	38
福 岡 県	485	283	58.31	41	453	280	61.89	38	3.58	2	0.12	6
佐 賀 県	84	54	64.41	25	77	52	67.40	21	2.99	7	0.02	34
長 崎 県	146	85	58.28	42	135	83	61.17	40	2.89	8	0.03	21
熊 本 県	191	120	62.93	30	177	116	65.29	29	2.36	24	0.03	20
大 分 県	97	60	61.99	31	90	58	64.43	31	2.44	16	0.02	35
宮 崎 県	111	68	61.05	32	103	65	63.53	32	2.48	13	0.02	31
鹿 児 島 県	149	90	60.26	35	138	87	62.96	33	2.70	10	0.03	24
沖 縄 県	162	67	41.70	47	148	67	45.17	47	3.47	3	0.04	14

注。「全国の納付率の変化に対する影響度」は、当該都道府県の納付対象月数の変化及び当該都道府県における納付率の変化が、全国の平成26年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化（+2.17ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

## (2) 受給(権)者数

### 受給者数

平成26年度末における国民年金(老齢福祉年金を含まない)の受給者数は3,241万人となっており、前年度末と比べると101万人の増加となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が2,977万人(受給者数の91.8%)、通算老齢年金(旧法)が71万人(同2.2%)、障害年金が183万人(同5.6%)、遺族年金が10万人(同0.3%)となっており、前年度末と比較すると、老齢年金が108万人、障害年金が3万人の増加となっている一方、通算老齢年金(旧法)が9万人、遺族年金が3千人の減少となっている(表44、表45)。

#### <旧法拠出制>

平成26年度末における旧法拠出制年金の受給者数は184万人で、この内訳は、老齢年金が106万人(旧法拠出制年金受給者数の57.4%)、通算老齢年金が71万人(同38.5%)、障害年金が6万人(同3.3%)、遺族年金(母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計)が1万人(同0.8%)となっている。

平成26年度末における老齢年金受給者数のうち、5年年金(国民年金制度が発足した昭和36年4月1日当時50~54歳の高齢任意加入対象者が、保険料を5年間納付することにより受けられる特例の老齢年金)の受給者数は1万人(旧法拠出制年金受給者数の0.8%)となっている。また、5年年金以外の年金の受給者数は104万人(同56.6%)となっている。

#### <基礎年金>

平成26年度末における基礎年金の受給者数は3,057万人で、この内訳は老齢基礎年金が2,871万人(基礎年金受給者数の93.9%)、障害基礎年金が177万人(同5.8%)、遺族基礎年金が9万人(同0.3%)となっている。

表44 国民年金 受給者数(平成26年度末)

	合 計		(再掲)基礎のみ・旧国年		旧法拠出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	29,768	91.8	7,672	76.8	1,058	57.4	28,710	93.9
5 年 年 金 以 外	29,753	91.8	7,657	76.6	1,043	56.6	28,710	93.9
繰 上 げ	4,692	14.5	2,848	28.5	713	38.7	3,979	13.0
本 来	24,697	76.2	4,707	47.1	327	17.8	24,369	79.7
繰 下 げ	364	1.1	102	1.0	3	0.2	361	1.2
5 年 年 金	15	0.0	15	0.1	15	0.8	.	.
通 算 老 齢 年 金	710	2.2	710	7.1	710	38.5	.	.
障 害 年 金	1,827	5.6	1,570	15.7	61	3.3	1,766	5.8
遺 族 年 金	105	0.3	41	0.4	14	0.8	91	0.3
合 計	32,409	100.0	9,993	100.0	1,843	100.0	30,566	100.0

注。「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金の受給者をいう。

表45 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金			(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成16年度	22,997	18,080	19,820	16,595	1,547	1,491	1,370	139	115
17	23,954	19,377	20,832	17,860	1,470	1,518	1,405	134	112
18	24,968	20,711	21,864	19,128	1,391	1,584	1,474	130	109
19	25,925	21,988	22,872	20,370	1,312	1,615	1,512	126	106
20	26,949	23,311	23,928	21,657	1,250	1,648	1,551	123	104
21	27,787	24,442	24,812	22,751	1,174	1,680	1,590	120	101
22	28,343	25,324	25,424	23,592	1,082	1,717	1,633	120	99
23	29,122	26,421	26,273	24,658	988	1,744	1,666	117	97
24	30,305	27,911	27,527	26,115	893	1,773	1,701	113	95
25	31,397	29,289	28,690	27,463	799	1,800	1,734	108	91
26	32,409	30,566	29,768	28,710	710	1,827	1,766	105	91



## 受給権者数

平成26年度末における国民年金(老齢福祉年金を含まない)の受給権者数は3,300万人となっており、前年度末と比べると103万人の増加となっている。

受給権者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が3,007万人(受給権者の91.1%)、通算老齢年金(旧法)が71万人(同2.2%)、障害年金が196万人(同5.9%)、遺族年金が26万人(同0.8%)となっており、前年度末と比較すると、老齢年金は110万人、障害年金は3万人の増加となっているが、通算老齢年金(旧法)は9万人、遺族年金は1万人の減少となっている(表46、表47)。

### <旧法拋出制>

平成26年度末における旧法拋出制年金の受給権者数は189万人で、この内訳は、老齢年金が108万人(旧法拋出制年金受給権者数の57.4%)、通算老齢年金が71万人(同37.7%)、障害年金が7万人(同3.5%)、遺族年金(母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計)が3万人(同1.3%)となっている。

平成26年度末における老齢年金受給権者数のうち、5年年金の受給権者数は2万人(旧法拋出制年金受給権者数の0.9%)となっている。また、5年年金以外の年金の受給権者数は107万人(同56.6%)となっている。

### <基礎年金>

平成26年度末における基礎年金の受給権者数は3,111万人で、この内訳は老齢基礎年金が2,899万人(基礎年金受給権者数の93.2%)、障害基礎年金が189万人(同6.1%)、遺族基礎年金が23万人(同0.7%)となっている。

表46 国民年金 受給権者数(平成26年度末)

	合 計		(再掲)基礎のみ・旧国年		旧法拋出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	30,069	91.1	7,736	75.7	1,084	57.4	28,985	93.2
5 年 年 金 以 外	30,052	91.1	7,720	75.6	1,067	56.6	28,985	93.2
繰 上 げ	4,708	14.3	2,861	28.0	724	38.4	3,984	12.8
本 来	24,979	75.7	4,756	46.6	340	18.0	24,640	79.2
繰 下 げ	364	1.1	102	1.0	3	0.2	361	1.2
5 年 年 金	17	0.1	17	0.2	17	0.9	・	・
通 算 老 齢 年 金	712	2.2	712	7.0	712	37.7	・	・
障 害 年 金	1,959	5.9	1,675	16.4	66	3.5	1,893	6.1
遺 族 年 金	257	0.8	90	0.9	25	1.3	232	0.7
合 計	32,997	100.0	10,214	100.0	1,886	100.0	31,110	100.0

注。「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。

表47 国民年金 受給権者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	合 計		老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金			(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成16年度	23,431	18,424	19,915	16,639	1,552	1,619	1,488	345	298
17	24,393	19,729	20,929	17,909	1,474	1,655	1,531	335	290
18	25,420	21,083	22,007	19,227	1,396	1,692	1,575	325	282
19	26,387	22,377	23,031	20,488	1,317	1,726	1,616	314	273
20	27,433	23,727	24,111	21,801	1,254	1,763	1,660	305	266
21	28,286	24,879	25,015	22,919	1,178	1,799	1,702	295	258
22	28,857	25,779	25,642	23,775	1,086	1,839	1,749	291	254
23	29,649	26,895	26,504	24,858	991	1,870	1,787	284	250
24	30,853	28,409	27,782	26,341	895	1,902	1,825	274	243
25	31,964	29,809	28,968	27,714	802	1,931	1,860	263	235
26	32,997	31,110	30,069	28,985	712	1,959	1,893	257	232

### 老齢年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

平成26年度末の基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の老齢年金受給権者全体（772万人）のうち、繰上げ受給者は286万人（繰上げ受給率37.1%）であり、繰下げ受給者は10万人（繰下げ受給率1.3%）となっている。

また、平成26年度に新規裁定された基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の老齢年金受給権者（累計で21万人）のうち、繰上げ受給者は3万人（繰上げ受給率12.4%）であり、繰下げ受給者は3千人（繰下げ受給率1.5%）となっている（表48）。

表48 国民年金 老齢年金繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、%）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成22年度	8,321,663	3,567,506	42.9	4,654,347	55.9	99,810	1.2
23	8,162,673	3,402,978	41.7	4,658,484	57.1	101,211	1.2
24	8,044,326	3,231,089	40.2	4,711,412	58.6	101,825	1.3
25	7,885,684	3,043,973	38.6	4,739,546	60.1	102,165	1.3
26	7,719,510	2,860,808	37.1	4,756,431	61.6	102,271	1.3

（新規裁定、単位：人、%）

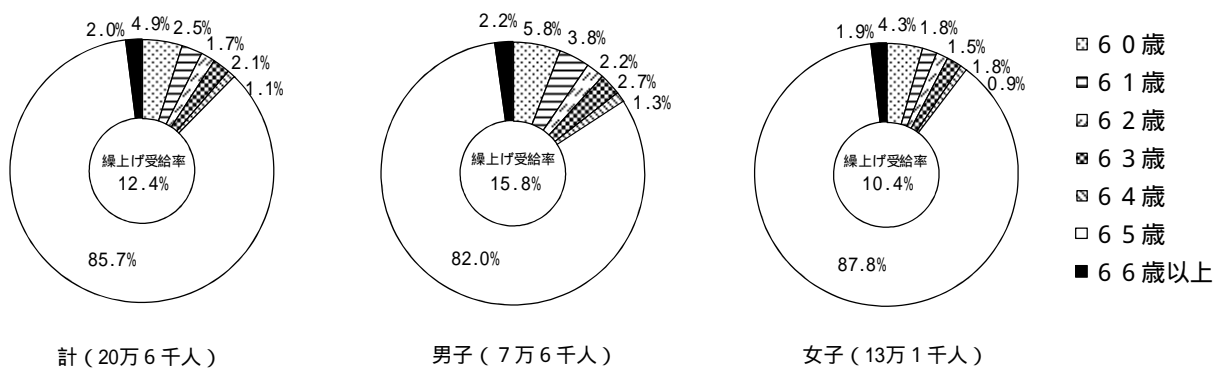
	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成22年度	206,846	55,648	26.9	145,044	70.1	6,154	3.0
23	219,051	55,382	25.3	159,905	73.0	3,764	1.7
24	258,228	47,790	18.5	207,340	80.3	3,098	1.2
25	227,979	32,911	14.4	191,783	84.1	3,285	1.4
26	206,266	25,491	12.4	177,623	86.1	3,152	1.5

注1. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

2. 「受給率」は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）受給権者総数に占める割合である。

図27は平成26年度の新規裁定者のうち、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者について受給権発生時の年齢別の割合をみたものである。繰上げ受給率は12.4%（男子15.8%、女子10.4%）であり、60歳で受給を開始したものは4.9%（男子5.8%、女子4.3%）となっている。また、本来の65歳で受給を開始したものは85.7%（男子82.0%、女子87.8%）となっている。

図27 国民年金 老齢年金 受給権発生時年齢別受給権者数（平成26年度新規裁定）

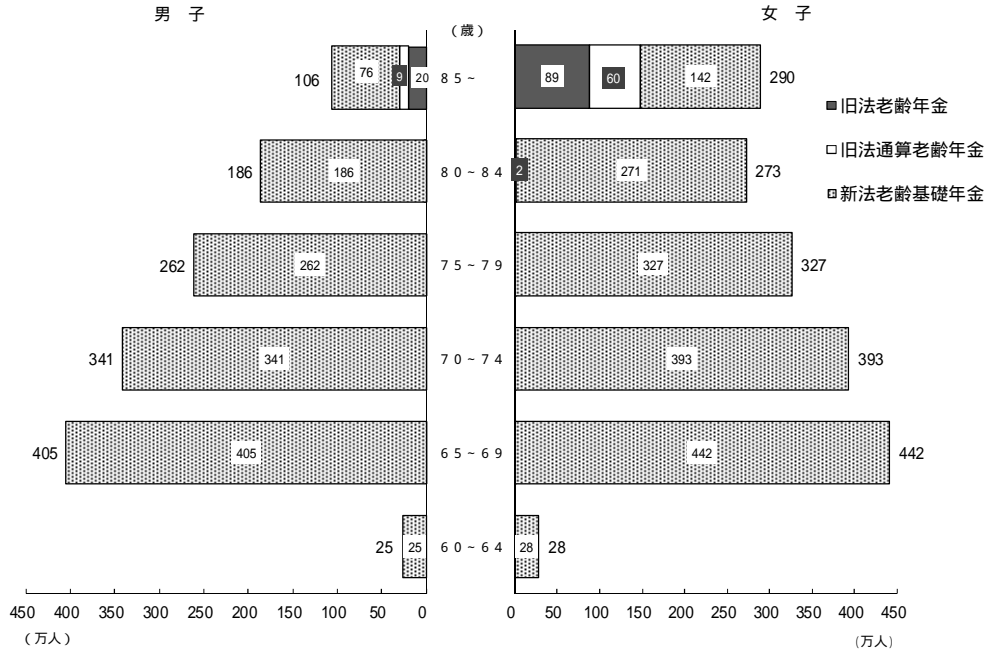


注. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

### 老齢給付の年齢階級別受給権者数

平成26年度末の国民年金の老齢給付（旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。以下同じ）の受給権者数は3,078万人（男子1,325万人、女子1,753万人）である。受給権者の年齢階級別の状況をみると、男女とも65～69歳が最も多く、それぞれ405万人、442万人となっている（図28）。

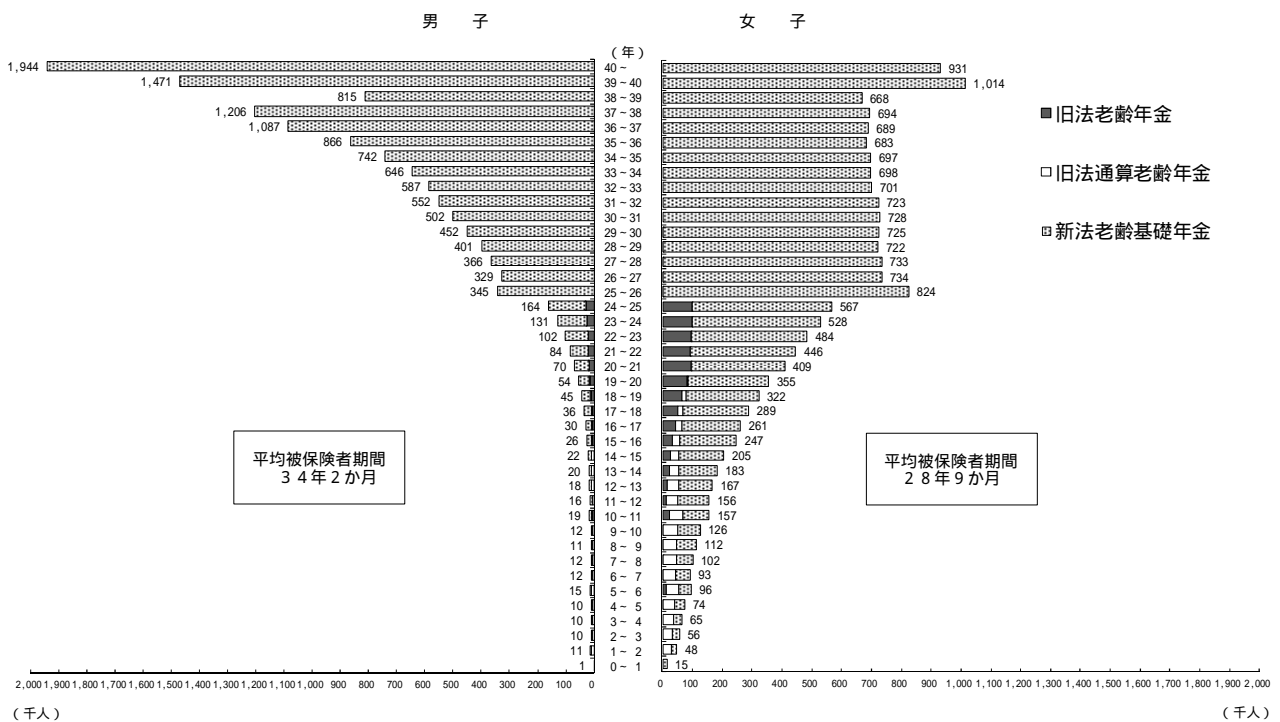
図28 国民年金 老齢給付の年齢階級別受給権者数（平成26年度末）



### 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成26年度末における国民年金の老齢給付の受給権者の被保険者期間別分布は図29のとおりである。老齢年金の受給要件のうち期間に関する要件が被保険者期間25年以上であるため、男女とも25年以上の者が多くなっている。老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子が34年2か月、女子が28年9か月である。

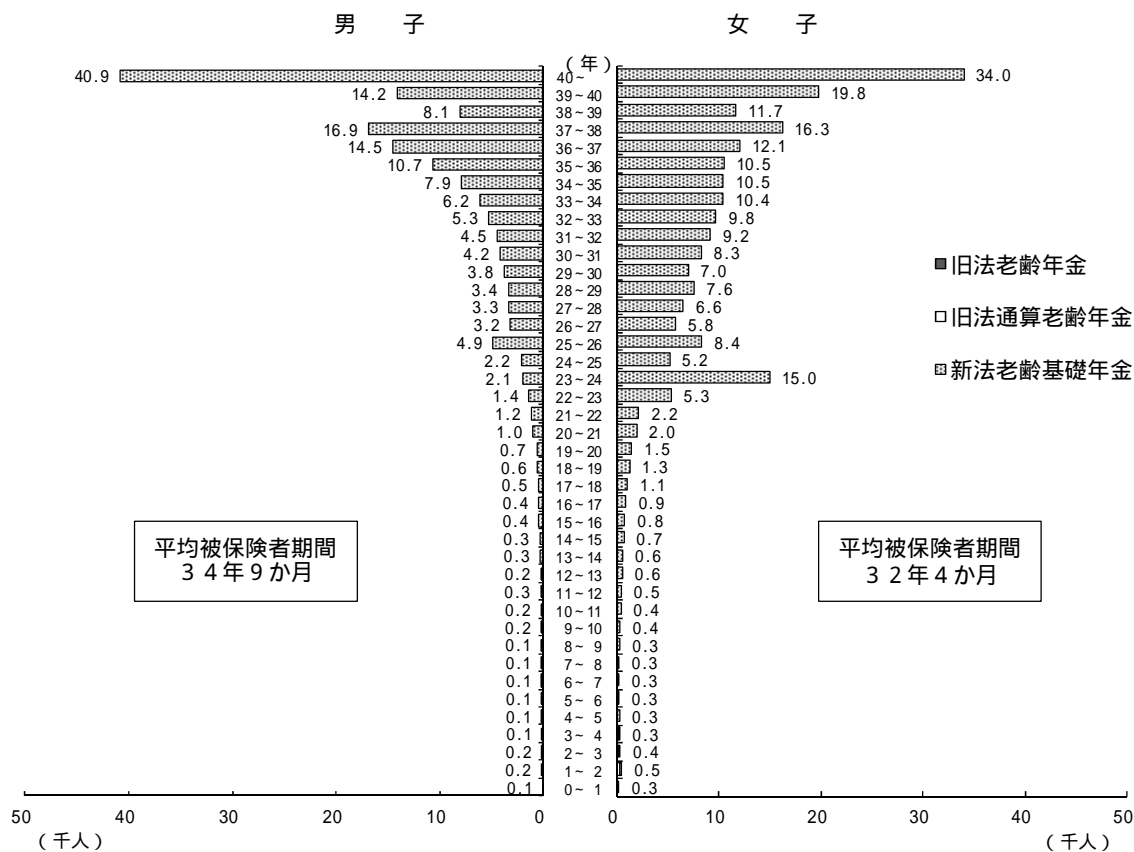
図29 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成26年度末）



老齢給付の平成26年度新規裁定者は39万人で、その被保険者期間別分布は図30のとおりである。男女とも被保険者期間が40年以上の者が最も多くなっている。

なお、老齢基礎年金の新規裁定者のうち被保険者期間25年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を有する者等である。

図30 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成26年度新規裁定）



### (3) 年金額

#### 年金総額

平成26年度末における国民年金の受給者の年金総額は21兆3,040億円となっており、前年度末と比べると、6,494億円の増加となっている。

受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が19兆4,669億円、年金総額の91.4%を占め、通算老齢年金が1,574億円（同0.7%）、障害年金が1兆5,786億円（同7.4%）、遺族年金が1,012億円（同0.5%）となっている（表49）。

#### <旧法拋出制>

平成26年度末における旧法拋出制の受給者の年金総額は7,264億円で、この内訳は老齢年金が5,095億円（旧法拋出制年金の年金総額の70.1%）、通算老齢年金が1,574億円（同21.7%）、障害年金が531億円（同7.3%）、遺族年金が64億円（同0.9%）となっている。

#### <基礎年金>

平成26年度末における基礎年金の受給者の年金総額は20兆5,776億円で、この内訳は老齢基礎年金が18兆9,574億円（基礎年金の年金総額の92.1%）、障害基礎年金が1兆5,255億円（同7.4%）、遺族基礎年金が948億円（同0.5%）となっている。

表49 国民年金 受給者年金総額（平成26年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		旧法拋出制年金		基 礎 年 金	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	194,669	91.4	46,070	74.8	5,095	70.1	189,574	92.1
5 年 年 金 以 外	194,610	91.3	46,011	74.7	5,036	69.3	189,574	92.1
繰 上 げ	23,069	10.8	13,544	22.0	2,940	40.5	20,129	9.8
本 来	168,144	78.9	31,531	51.2	2,066	28.4	166,079	80.7
繰 下 げ	3,397	1.6	936	1.5	30	0.4	3,367	1.6
5 年 年 金	59	0.0	59	0.1	59	0.8	・	・
通 算 老 齢 年 金	1,574	0.7	1,574	2.6	1,574	21.7	・	・
障 害 年 金	15,786	7.4	13,614	22.1	531	7.3	15,255	7.4
遺 族 年 金	1,012	0.5	340	0.6	64	0.9	948	0.5
合 計	213,040	100.0	61,598	100.0	7,264	100.0	205,776	100.0

注：基礎のみ・旧国年とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

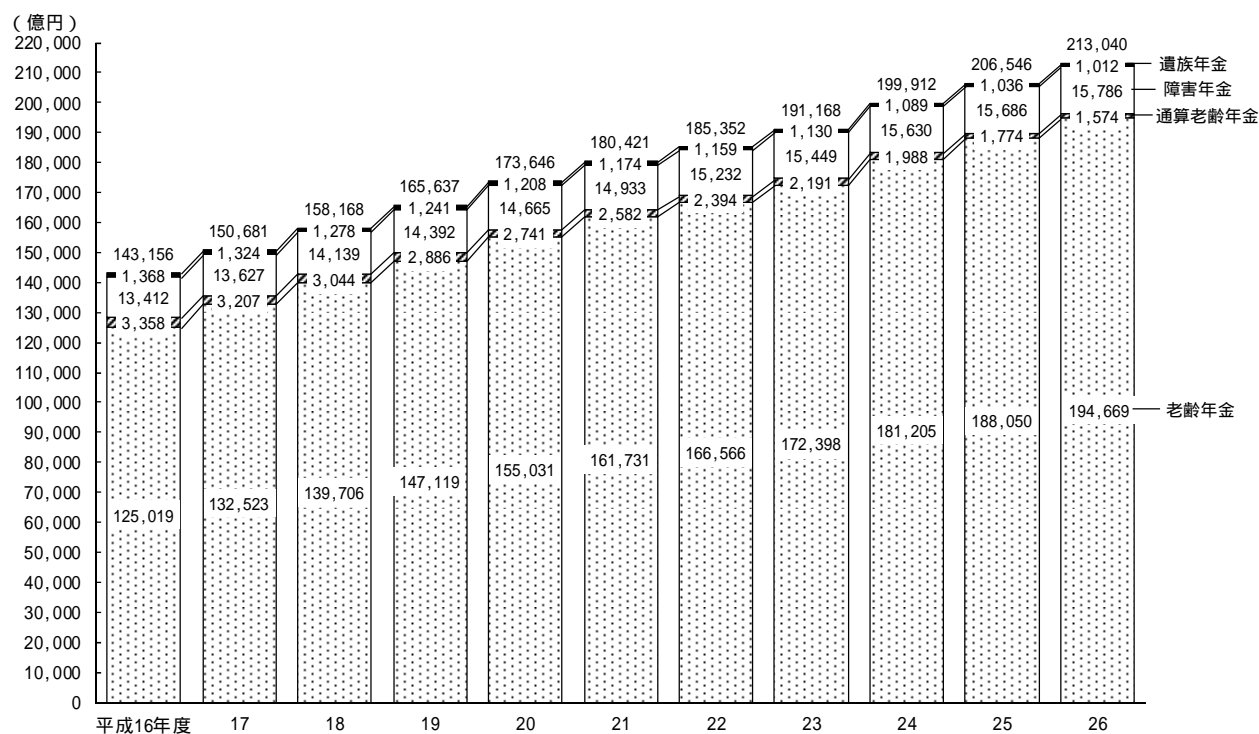
受給者の年金総額の推移を年金種別別にみると、前年度末と比較して老齢年金が6,619億円の増加、通算老齢年金が200億円の減少、障害年金が100億円の増加、遺族年金が24億円の減少となっている（表50、図31）。

表50 国民年金 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年 度	合 計		老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金			(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成16年度	143,156	123,409	125,019	109,833	3,358	13,412	12,329	1,368	1,247
17	150,681	132,297	132,523	118,465	3,207	13,627	12,614	1,324	1,218
18	158,168	141,092	139,706	126,753	3,044	14,139	13,157	1,278	1,182
19	165,637	149,838	147,119	135,220	2,886	14,392	13,472	1,241	1,146
20	173,646	159,094	155,031	144,174	2,741	14,665	13,804	1,208	1,116
21	180,421	167,047	161,731	151,839	2,582	14,933	14,126	1,174	1,082
22	185,352	173,264	166,566	157,719	2,394	15,232	14,482	1,159	1,064
23	191,168	180,381	172,398	164,585	2,191	15,449	14,757	1,130	1,039
24	199,912	190,356	181,205	174,357	1,988	15,630	14,993	1,089	1,006
25	206,546	198,198	188,050	182,131	1,774	15,686	15,105	1,036	962
26	213,040	205,776	194,669	189,574	1,574	15,786	15,255	1,012	948

図31 国民年金 受給者年金総額の推移



### 平均年金月額

平成26年度末の国民年金受給者の平均年金月額は、老齢年金が5万4千円、通算老齢年金が1万8千円、障害年金が7万2千円、遺族年金が8万円となっている（表51、表52）。

老齢年金受給者の平均年金月額をみると、繰上げが4万1千円、本来が5万7千円、繰下げが7万8千円となっている。

表51 国民年金 受給者の平均年金月額（平成26年度末）

（単位：円）

	合 計	(再掲)基礎のみ ・旧国年	旧法拠出制年金	基礎年金	
老 齢 年 金	54,497	50,040	40,125	55,026	
5 年 年 金 以 外	54,507	50,072	40,222	55,026	
繰 上 げ	40,973	39,633	34,358	42,159	
本 来	56,736	55,817	52,589	56,792	
繰 下 げ	77,685	76,289	85,050	77,624	
5 年 年 金	33,300	33,300	33,300	・	
通 算 老 齢 年 金	18,485	18,485	18,485	・	
障 害 年 金	71,995	72,265	72,594	71,974	
遺 族 年 金	80,404	68,378	37,756	87,041	
合 計	54,779	51,367	32,849	56,101	

注．「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

表52 国民年金 受給者の平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

年 度	老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金			(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成16年度	52,565	55,153	18,090	74,964	74,984	81,935	90,735
17	53,012	55,276	18,186	74,789	74,794	82,299	90,490
18	53,249	55,222	18,232	74,400	74,397	82,233	90,081
19	53,602	55,317	18,325	74,282	74,273	81,844	89,827
20	53,992	55,477	18,275	74,172	74,156	81,675	89,676
21	54,320	55,615	18,321	74,060	74,041	81,254	89,581
22	54,596	55,711	18,432	73,936	73,912	80,781	89,499
23	54,682	55,623	18,486	73,816	73,801	80,424	88,958
24	54,856	55,637	18,561	73,479	73,461	80,534	88,601
25	54,622	55,265	18,497	72,607	72,587	80,194	87,662
26	54,497	55,026	18,485	71,995	71,974	80,404	87,041

老齡基礎年金の受給者数は、平成26年度末現在で2,871万人となっており、平均年金月額は5万5千円となっている（表53）。

表53 国民年金 老齡基礎年金受給者状況の推移

（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成22年度	2,359	55,711	376	41,330	1,953	58,084	31	81,018
23	2,466	55,623	386	41,659	2,048	57,861	32	80,507
24	2,612	55,637	394	42,051	2,184	57,716	33	79,892
25	2,746	55,265	397	42,134	2,315	57,165	35	78,644
26	2,871	55,026	398	42,159	2,437	56,792	36	77,624

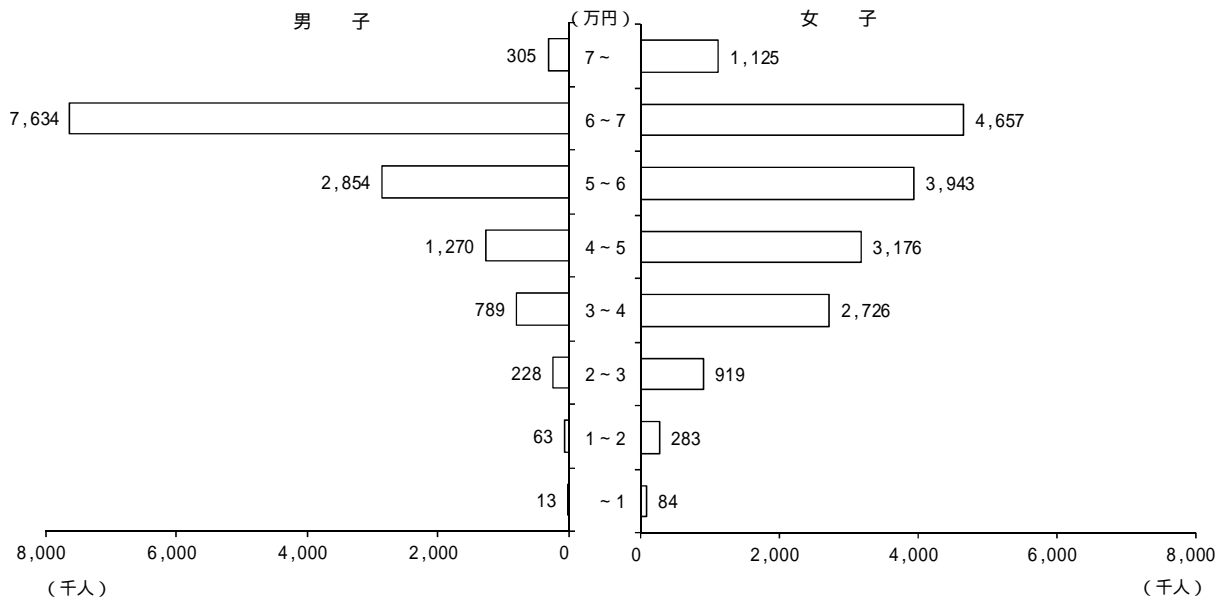
老齡年金の年金月額階級別受給権者数

平成26年度末における国民年金の老齡年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表54及び図32である。男子、女子共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。

表54 国民年金 老齡年金の年金月額階級別受給権者数（平成26年度末）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	30,069	100.0	13,156	100.0	16,914	100.0
万円以上						
～ 1	97	0.3	13	0.1	84	0.5
1 ～ 2	345	1.1	63	0.5	283	1.7
2 ～ 3	1,146	3.8	228	1.7	919	5.4
3 ～ 4	3,516	11.7	789	6.0	2,726	16.1
4 ～ 5	4,446	14.8	1,270	9.7	3,176	18.8
5 ～ 6	6,797	22.6	2,854	21.7	3,943	23.3
6 ～ 7	12,291	40.9	7,634	58.0	4,657	27.5
7 ～	1,431	4.8	305	2.3	1,125	6.7
平均年金月額（円）	54,414		58,218		51,455	

図32 国民年金 老齡年金の年金月額階級別受給権者数（平成26年度末）



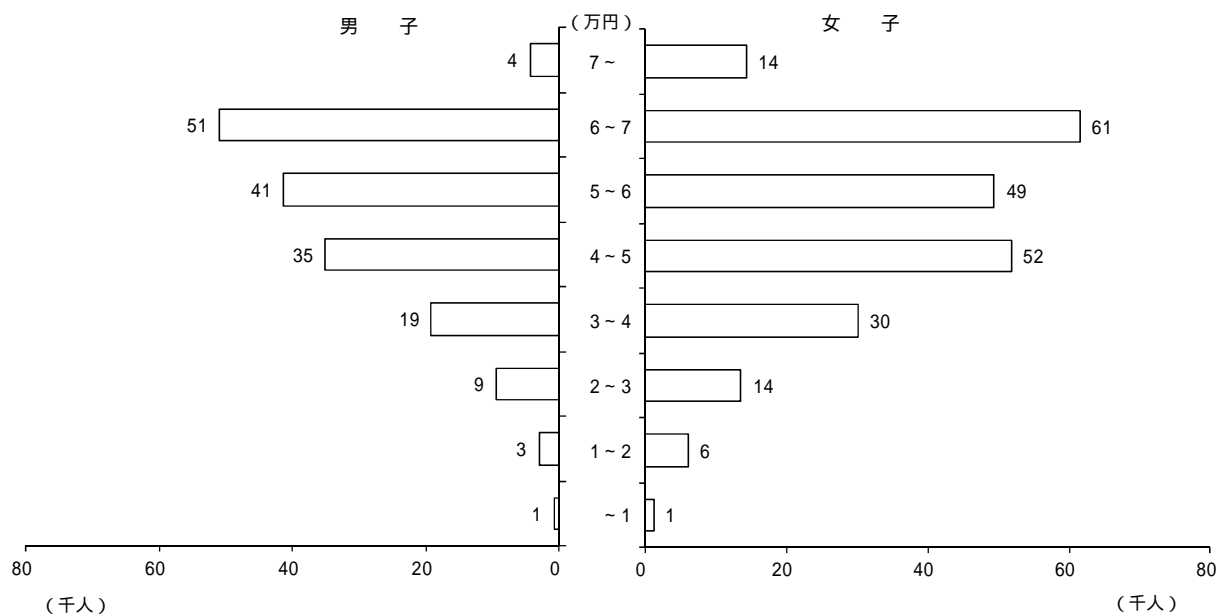


平成26年度に新規裁定された国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表55及び図33である。男子、女子共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。

表55 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成26年度新規裁定）

年金月額	合計		男子		女子	
	千人	割合%	千人	割合%	千人	割合%
合計	393	100.0	165	100.0	228	100.0
万円以上						
~ 1	2	0.5	1	0.5	1	0.5
1 ~ 2	9	2.4	3	1.9	6	2.7
2 ~ 3	23	5.9	9	5.7	14	6.0
3 ~ 4	49	12.6	19	11.7	30	13.2
4 ~ 5	87	22.1	35	21.4	52	22.7
5 ~ 6	91	23.1	41	25.2	49	21.7
6 ~ 7	113	28.6	51	31.0	61	26.9
7 ~	19	4.8	4	2.7	14	6.3
平均年金月額（円）	51,033		51,504		50,694	

図33 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成26年度新規裁定）



#### (4) 収支状況

国民年金（年金特別会計国民年金勘定）の実質的な収支状況の推移を示したものが表56及び図34である。

平成26年度における収入のうち、保険料収入は1兆6,255億円、国庫負担（一般会計からの受入）は1兆9,319億円となっている。

基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が3兆8,411億円、実質的な支出総額が3兆7,391億円となっており、その収支差引残は1,020億円の超過となっている。

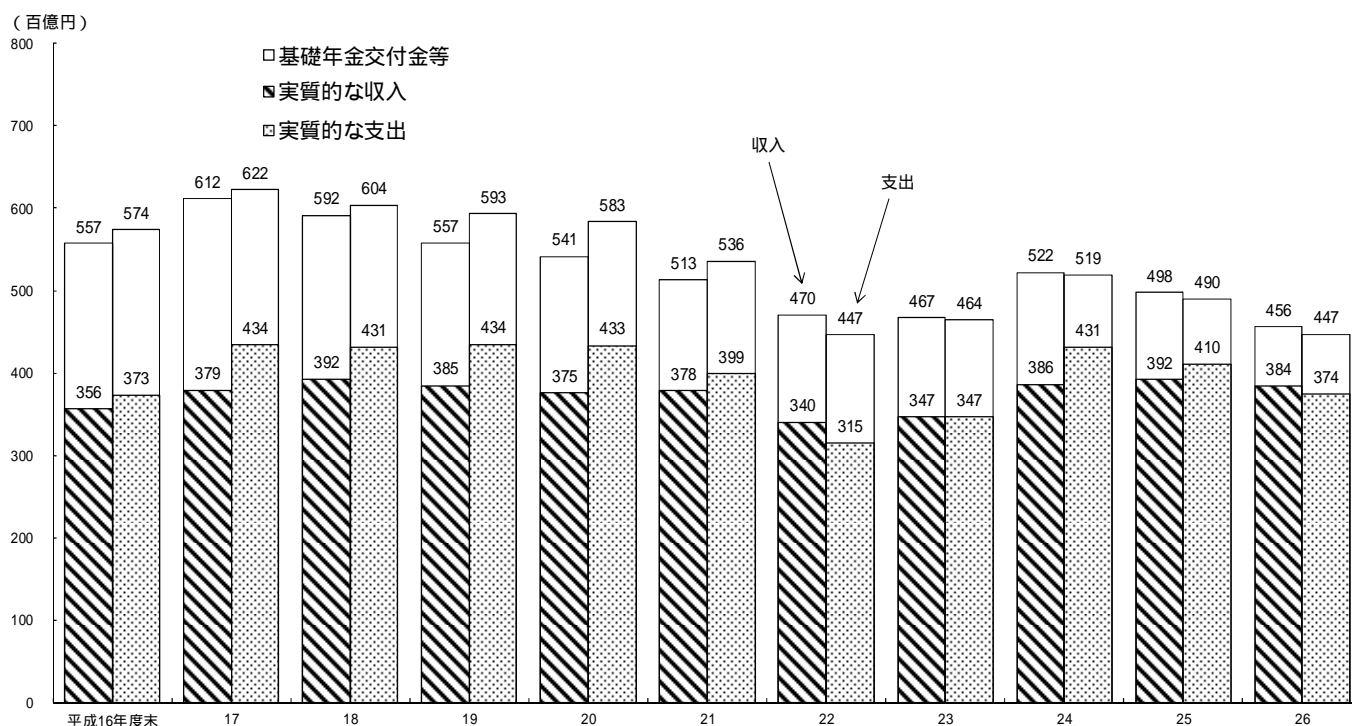
表56 国民年金（年金特別会計国民年金勘定）の実質的な収支状況の推移

（単位：億円）

	収入合計 （実質）	（再掲）		支出合計 （実質）	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成22年度	34,010	16,717	16,898	31,498	2,511
23	34,701	15,807	18,660	34,717	15
24	38,616	16,124	21,938	43,145	4,529
25	39,178	16,178	21,119	41,021	1,844
26	38,411	16,255	19,319	37,391	1,020

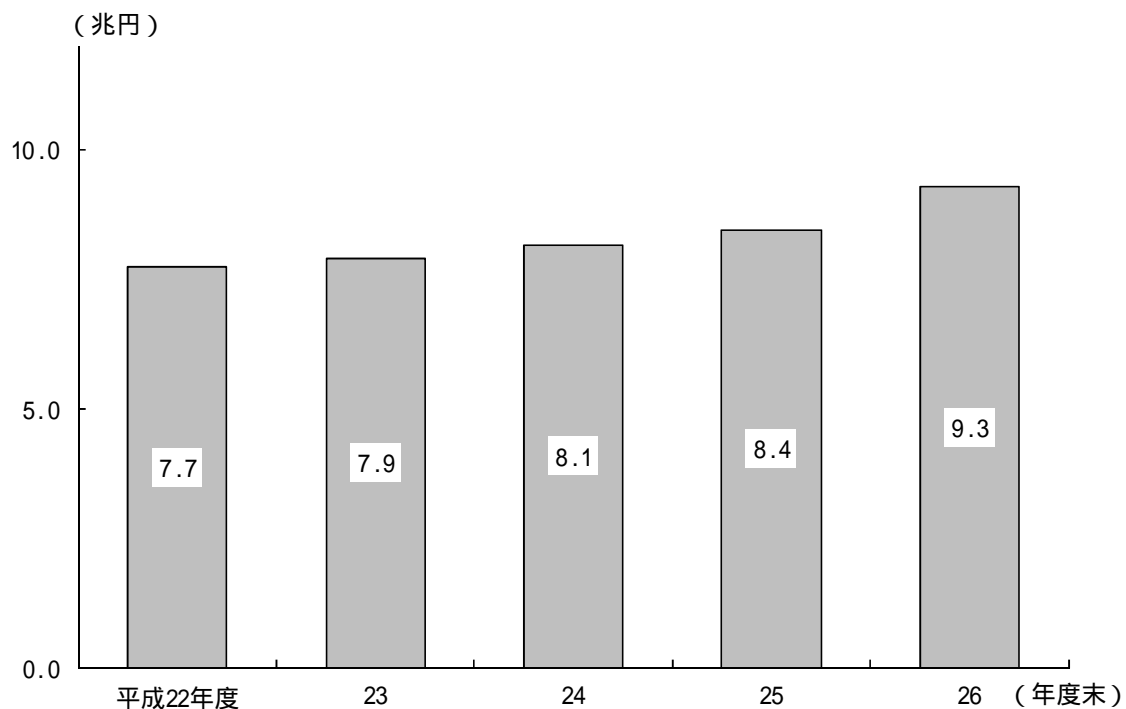
注：収入（支出）合計は、決算における収入（支出）から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

図34 国民年金（年金特別会計国民年金勘定） 収支状況の推移



平成26年度末の時価ベースの国民年金の積立金残高は、9兆3千億円となり、前年度末から8千億円の増加となっている（図35）。

図35 国民年金の積立金の推移（年金特別会計国民年金勘定）（時価ベース）



- 注1．年金積立金は、年金特別会計で管理する積立金等一部を除き、厚生労働大臣が直接、年金積立金管理運用独立行政法人に寄託して管理運用する仕組みとなっている。
- 2．年金積立金全体に係る運用実績（収益率）は、平成22年度 0.25%、平成23年度 2.15%、平成24年度 9.52%、平成25年度 8.31%、平成26年度 11.79%である。  
（出所：「平成26年度 年金積立金運用報告書」）

(5) 基礎年金の給付に要する費用の状況

平成26年度の基礎年金の給付に要する費用の確定額は、21兆8,294億円であり、年金給付の内訳は、基礎年金給付費が19兆9,833億円、みなし基礎年金給付費（基礎年金交付金相当分）が1兆8,461億円となっている（表57）。

表57 基礎年金の給付に要する費用状況の推移

（単位：億円）

	平成17年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
費用負担										
総額	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400	199,701	200,615	206,258	213,421	218,294
（再掲）特別国庫負担分除く	164,416	169,862	176,893	184,065	193,998	196,401	197,382	203,015	210,147	215,008
国民年金	37,107	37,151	36,800	37,242	36,802	36,149	35,194	36,540	37,513	36,832
（再掲）特別国庫負担分除く	32,276	32,477	32,175	32,486	33,400	32,849	31,961	33,298	34,239	33,546
厚生年金保険	115,207	119,991	126,842	133,101	140,933	143,640	145,301	149,213	154,907	160,096
共済組合等	16,933	17,395	17,876	18,477	19,665	19,912	20,119	20,505	21,001	21,366
国家公務員共済組合連合会	4,190	4,300	4,428	4,613	4,949	5,027	5,122	5,219	5,327	5,441
地方公務員共済組合連合会	11,300	11,571	11,845	12,170	12,881	12,991	13,047	13,250	13,558	13,731
日本私立学校振興・共済事業団	1,443	1,524	1,602	1,694	1,835	1,894	1,950	2,035	2,116	2,194
農林漁業団体職員共済組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
拠出金単価（月額）（円）	22,986	24,626	25,734	27,057	29,212	29,947	30,587	31,301	32,737	33,146
年金給付										
総額	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400	199,701	200,615	206,258	213,421	218,294
基礎年金給付費	126,359	134,883	144,597	154,435	164,240	169,658	174,316	183,009	192,675	199,833
みなし基礎年金給付費 （基礎年金交付金相当分）	42,887	39,653	36,922	34,385	33,160	30,043	26,298	23,248	20,746	18,461
国民年金	18,583	17,197	15,896	14,766	13,765	12,358	10,855	9,564	8,378	7,246
厚生年金保険	18,923	17,395	16,241	15,178	15,244	13,864	11,971	10,551	9,472	8,743
共済組合等	5,381	5,061	4,786	4,442	4,151	3,821	3,472	3,133	2,896	2,473
国家公務員共済組合連合会	1,638	1,543	1,448	1,344	1,247	1,150	1,049	950	875	757
地方公務員共済組合連合会	3,563	3,350	3,181	2,963	2,781	2,559	2,323	2,094	1,943	1,649
日本私立学校振興・共済事業団	180	168	156	135	123	112	100	89	78	67
農林漁業団体職員共済組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注：基礎年金拠出金（特別国庫負担分を除く）の2分の1は国庫負担となっている。ただし、平成17年度は3分の1+1000分の11+定額、平成18年度は3分の1+1000分の25、平成19年度ならびに平成20年度は3分の1+1000分の32が国庫負担となっている。

平成26年度の拠出金按分率は、国民年金が0.156、厚生年金保険が0.745、共済組合等が0.099となっている（表58）。

表58 基礎年金拠出金算定内訳（平成26年度）

	総計	国民年金	厚生年金保険	共済組合等	国家公務員	地方公務員	日本私立学校
					共済組合連合会	共済組合連合会	振興・共済事業団
基礎年金拠出金(億円)	215,008	33,546	160,096	21,366	5,441	13,731	2,194
拠出金按分率	1.000	0.156	0.745	0.099	0.025	0.064	0.010
拠出金算定対象者数(万人)	5,406	843	4,025	537	137	345	55
（再掲）第3号被保険者数(万人)	936	-	823	114	35	70	9

注1：国民年金の基礎年金拠出金の額は、特別国庫負担分を除いたものである。

注2：国民年金の拠出金算定対象者数は、拠出金按分率の算定の基礎となる保険料納付月数を人数換算したものである。

## 5. 福祉年金

平成26年度末における老齢福祉年金の受給者数は7百人で、前年度末に比べて4百人の減少となっている。年金総額は3億円で、前年度末に比べて2億円の減少となっている（図36、図37）。

図36 老齢福祉年金受給者数の推移

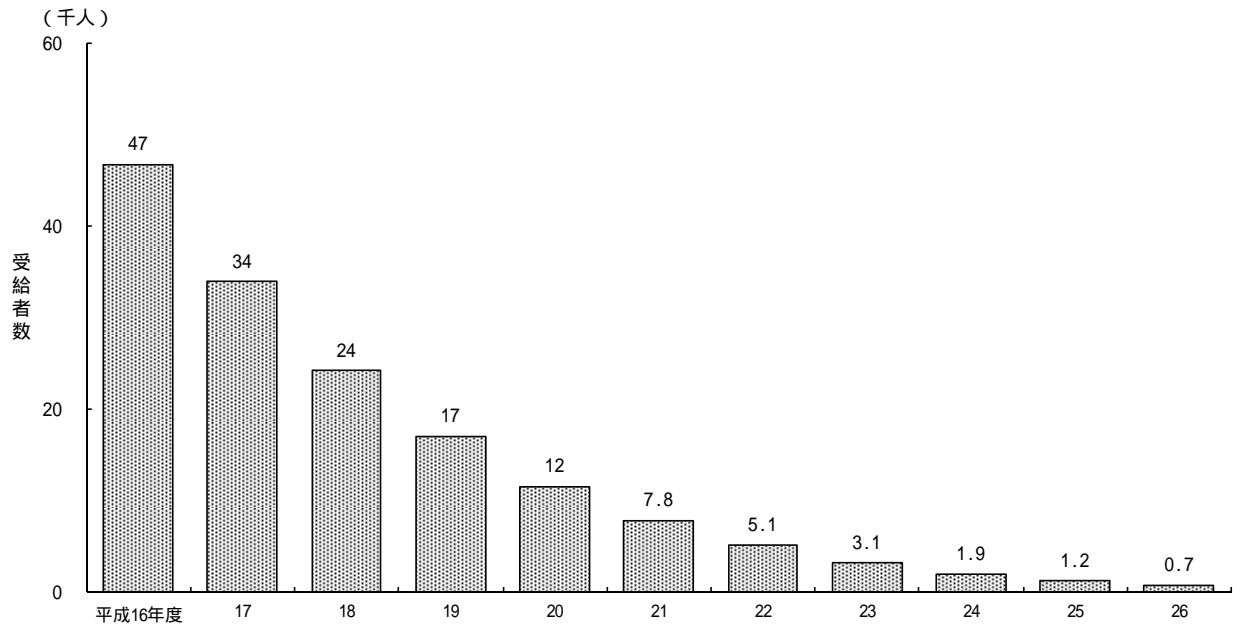
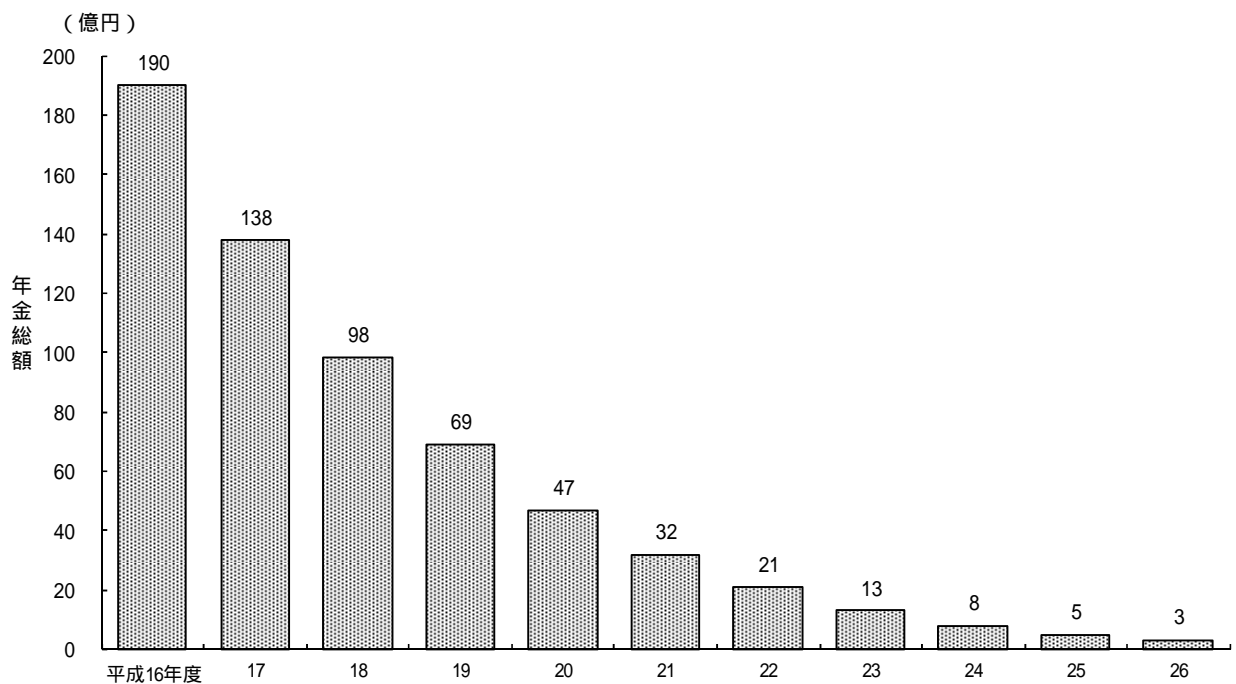


図37 老齢福祉年金受給者年金総額の推移



## 6. 特別障害給付金

平成26年度末における特別障害給付金の支給を受けている特別障害者数は、障害等級1級が2,241人、2級が7,064人、合計9,305人となっている。このうち、学生の特別障害者数は、1級が1,012人、2級が4,185人、合計5,197人となっており、配偶者の特別障害者数は、1級が1,229人、2級が2,879人、合計4,108人となっている。

また、平成17年4月から平成27年3月末までの累積不支給決定件数は、1,295件となっている(表59)。

表59 都道府県別 特別障害給付金支給決定状況(平成26年度末)

都道府県	特別障害者数										不支給決定件数
	合計			学生			配偶者			件	
	合計	1級	2級	合計	1級	2級	合計	1級	2級		
全 国	9,305	2,241	7,064	5,197	1,012	4,185	4,108	1,229	2,879	1,295	
北海道	571	134	437	241	27	214	330	107	223	72	
青森県	94	46	48	48	17	31	46	29	17	19	
岩手県	109	54	55	61	27	34	48	27	21	4	
宮城県	146	31	115	89	16	73	57	15	42	22	
秋田県	81	35	46	47	19	28	34	16	18	8	
山形県	82	28	54	58	19	39	24	9	15	2	
福島県	156	36	120	93	18	75	63	18	45	4	
茨城県	198	56	142	108	24	84	90	32	58	28	
栃木県	111	34	77	57	9	48	54	25	29	12	
群馬県	128	79	49	71	52	19	57	27	30	19	
埼玉県	396	48	348	204	18	186	192	30	162	60	
千葉県	386	110	276	199	49	150	187	61	126	66	
東京都	771	187	584	523	109	414	248	78	170	116	
神奈川県	616	180	436	313	75	238	303	105	198	70	
新潟県	142	31	111	81	16	65	61	15	46	6	
富山県	88	10	78	57	4	53	31	6	25	14	
石川県	96	12	84	59	3	56	37	9	28	6	
福井県	54	6	48	38	2	36	16	4	12	8	
山梨県	72	14	58	57	9	48	15	5	10	10	
長野県	118	22	96	92	15	77	26	7	19	21	
岐阜県	108	29	79	65	15	50	43	14	29	20	
静岡県	223	43	180	130	20	110	93	23	70	30	
愛知県	504	65	439	269	25	244	235	40	195	67	
三重県	121	24	97	65	13	52	56	11	45	14	
滋賀県	59	11	48	35	5	30	24	6	18	19	
京都府	196	32	164	93	7	86	103	25	78	33	
大阪府	644	167	477	280	63	217	364	104	260	49	
兵庫県	407	90	317	191	32	159	216	58	158	79	
奈良県	106	28	78	60	9	51	46	19	27	25	
和歌山県	75	28	47	41	12	29	34	16	18	9	
鳥取県	49	6	43	26	1	25	23	5	18	12	
島根県	77	28	49	56	20	36	21	8	13	7	
岡山県	217	57	160	126	26	100	91	31	60	20	
広島県	305	47	258	203	22	181	102	25	77	56	
山口県	161	68	93	103	42	61	58	26	32	36	
徳島県	70	37	33	43	27	16	27	10	17	9	
香川県	79	11	68	56	7	49	23	4	19	26	
愛媛県	126	21	105	60	5	55	66	16	50	17	
高知県	57	5	52	35	1	34	22	4	18	6	
福岡県	479	82	397	289	39	250	190	43	147	88	
佐賀県	56	13	43	37	5	32	19	8	11	10	
長崎県	128	48	80	72	25	47	56	23	33	11	
熊本県	169	46	123	104	23	81	65	23	42	10	
大分県	132	24	108	61	9	52	71	15	56	30	
宮崎県	101	34	67	47	9	38	54	25	29	11	
鹿児島県	163	28	135	104	12	92	59	16	43	22	
沖縄県	78	16	62	50	10	40	28	6	22	12	

注。「不支給決定件数」は、平成17年4月～平成27年3月末までの累計である。

## (参考資料)

## 都道府県別 老齢年金受給者数及び平均年金月額(平成26年度末)

都道府県	厚生年金保険		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	14,581,190	147,513	29,767,639	54,497
北海道	582,134	138,063	1,346,676	53,664
青森県	125,072	124,151	360,300	50,978
岩手県	151,399	125,742	356,761	54,348
宮城県	247,751	140,664	537,512	53,277
秋田県	133,049	123,200	324,195	52,764
山形県	153,115	124,503	329,416	54,110
福島県	243,349	129,054	502,102	53,604
茨城県	312,058	147,808	699,065	53,361
栃木県	222,699	142,001	473,084	53,521
群馬県	234,332	142,070	495,552	55,016
埼玉県	772,785	158,193	1,569,593	53,833
千葉県	664,642	162,938	1,401,539	54,197
東京都	1,193,394	162,054	2,563,494	53,701
神奈川県	967,990	168,585	1,879,315	54,618
新潟県	337,906	132,070	625,239	55,874
富山県	179,206	138,714	293,493	58,098
石川県	158,741	137,272	283,975	57,236
福井県	124,574	133,792	200,623	57,276
山梨県	90,020	138,948	218,315	53,152
長野県	312,858	137,871	573,011	56,947
岐阜県	256,054	145,049	518,021	56,298
静岡県	517,966	145,639	936,105	56,109
愛知県	839,031	156,009	1,591,211	55,245
三重県	237,514	146,581	458,251	56,680
滋賀県	171,254	150,837	313,291	56,166
京都府	296,234	150,558	621,914	53,738
大阪府	958,796	154,246	1,935,116	52,808
兵庫県	659,802	157,565	1,303,975	54,569
奈良県	154,785	162,520	351,975	53,912
和歌山県	108,832	144,319	271,701	52,461
鳥取県	84,460	127,199	151,155	56,675
島根県	108,785	128,272	201,320	57,161
岡山県	281,045	140,252	486,899	57,565
広島県	389,281	146,323	685,322	56,774
山口県	213,019	144,601	400,127	56,792
徳島県	101,480	127,543	203,611	53,765
香川県	144,380	138,513	259,116	57,678
愛媛県	181,822	134,979	381,202	54,962
高知県	95,654	128,384	211,470	53,377
福岡県	583,005	141,338	1,111,553	53,873
佐賀県	98,321	128,228	208,248	56,118
長崎県	156,601	134,651	360,796	53,375
熊本県	196,627	126,370	459,574	54,690
大分県	143,109	131,300	314,723	53,364
宮崎県	128,072	122,991	290,235	54,969
鹿児島県	178,786	126,494	431,445	54,887
沖縄県	78,798	126,253	249,045	51,874
その他	10,603	130,864	26,978	29,072

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険の平均年金月額は、基礎年金額を含む。

3. 国民年金は、旧法国民年金老齢年金受給者と新法老齢基礎年金の受給者の合計であり、老齢基礎年金受給者は、被用者年金が上乘せされている者を含む。